

寒川町地域防災計画

資料編

目次（資料編）

1. 条例・要綱

寒川町防災会議条例	1
寒川町防災会議委員名簿	2
寒川町災害対策本部条例	3
寒川町災害対策本部要綱	4
寒川町災害対策本部の組織及び業務	11
寒川町地震災害警戒本部条例	20
寒川町地震災害警戒本部要綱	21
寒川町地震災害警戒本部の組織及び業務	22

2. 連絡先一覧

神奈川県	27
県内市町村一覧表	28
指定地方行政機関	29
指定公共機関	30
指定地方公共機関（一部）	31
自衛隊	32
町内医療機関一覧	33
薬品取扱機関一覧	35
町内寺院一覧、火葬場一覧	36
災害時広域避難場所一覧表	37
災害時一時避難場所一覧	38
社会福祉施設一覧表	39
要援護者施設と災害情報伝達方法	40

3. 防災行政無線関係

寒川防災行政用無線局一覧表	41
寒川町防災行政無線局管理運用規定	45
寒川町防災行政用無線局（固定局）運用細則	49
寒川町防災行政用無線局放送要領	51
無線ファクシミリ設置場所	53
神奈川県防災行政無線系統図	54
神奈川県防災行政無線回線構成図	55
消防無線	56

4. 協定書、覚書等

姉妹都市災害時相互支援協定（寒河江市）	57
湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定書 （平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町）	59
災害時相互応援協定書（藤沢市・茅ヶ崎市）	63
災害時等における相互応援協力に関する協定書（海老名市・座間市・綾瀬市）	65
寒川建設業協会との災害応急対策に関する協定書	67
災害時機械等賃貸借確認書（寒川建設業協会）	69
災害時における相互応援に関する覚書（寒川郵便局）	70
災害時防災拠点応援活動に関する協定書（寒川町婦人会）	72
災害時におけるLPガスの災害対策資機材などの提供及び応援要員の派遣に関する協定書（神奈川県エルピーガス協会）	74

災害時における広域活動拠点に関する協定書（日鉱金属株式会社）	77
災害時における広域活動拠点に関する協定書（寒川神社）	79
災害時における広域活動拠点に関する協定書（東洋通信機株式会社）	81
災害時における広域活動拠点に関する協定書の一部を変更する協定書 （東洋通信機株式会社からエプソントヨコム株式会社へ社名変更）	83
災害時における広域活動拠点に関する協定書（日産工機株式会社）	84
災害時における飲料水の調達に関する協定書（キリンビバレッジ株式会社）	86
災害時における応急必需食糧の調達に関する協定書（敷島製パン株式会社）	88
応急給水支援に関する覚書（神奈川県企業庁）	90
地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書 （神奈川県建物解体業協会）	91
緊急放送の運用に関する協定書（藤沢エフエム放送株式会社）	93
災害救助犬の出動に関する協定書（救助犬訓練士協会）	95
「災害救助犬の出動に関する協定書」実施細目	97
社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部との災害応急対策に関する協定書	100
災害時における応援協力に関する協定書（レンゴー株式会社）	106
寒川建築組合との災害応急対策に関する協定書	108
災害時機械等賃貸借確認書（寒川建築組合）	110
神奈川県震度情報テレメーターシステム震度計測装置の設置、管理等に関する 協定書	111
神奈川県災害情報管理システムの端末装置の設置等に関する協定書	113
消防相互応援協定書	116
神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書	119
大規模災害消防応援実施計画	120
5. 水防関係	
水防警報の種類、内容及び発表基準	127
洪水予報伝達系統図、水防警報連絡系統図、河川巡視状況及び災害情報	128
6. 自主防災組織	
自主防災組織任務分担表	129
7. 防災資機材・飲料水	
給水用資機材整備状況、鋼板プールによる貯水量、指定配水池	130
耐震性貯水槽設置場所一覧表、町所有井戸	131
8. 衛生処理	
ごみ処理一覧、し尿処理一覧、清掃用車両一覧	132
9. その他	
自衛隊員宿泊施設一覧表、ヘリコプター発着場予定地	133

寒川町防災会議条例

(昭和39年3月31日)
(条例第24号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、寒川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 寒川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 寒川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 神奈川県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 議会議長
- (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認める者

6 前項に規定する委員は、22人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県の職員、寒川町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第3号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月21日条例第26号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

寒川町防災会議委員名簿

選 出 区 分		所 属 職 名	電 話	備 考
会 長		寒川町長	0467-74-1111	
1	指定地方行政機関 の職員	京浜河川事務所相模出張所長	0463-21-3713	
		神奈川農政事務所（地域課長）	046-232-2911	
2	県知事の部内 の職員	湘南地域県政総合センター所長	0463-22-2711	
		藤沢土木事務所長	0466-26-2111	
		企業庁茅ヶ崎水道営業所長	0467-52-6151	
		茅ヶ崎保健福祉事務所長	0467-85-1171	
		厚木土木事務所長	046-223-1711	
3	県警の警察官	茅ヶ崎警察署長	0467-82-0110	
4	議 会	寒川町議会議長	0467-74-1111	
5	町長部内の職員	寒川町副町長	0467-74-1111	
		寒川町総務部長	0467-74-1111	
		寒川町消防長	0467-75-8000	
6	教 育 長	寒川町教育委員会教育長	0467-74-1111	
7	消 防 団 長	寒川町消防団長	0467-75-8000	
8	指定公共機関 地方指定公共機関	寒川駅長	0467-75-3291	
		(株)NTT東日本- 神奈川 災害対策室 室長	045-212-8945	
		茅ヶ崎医師会理事	0467-87-2731	
		郵便事業(株) 寒川支店長	0467-75-0017	
9	そ の 他	寒川町商工会長	0467-75-0185	
		寒川町自治会長連絡協議会長	0467-74-1111	

寒川町災害対策本部条例

(昭和39年3月31日)
(条例第25号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、寒川町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに充たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒川町災害対策本部条例（昭和39年寒川町条例第25号）第4条の規定に基づき、寒川町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分担業務)

第2条 本部の組織及び分担業務は、別表第1のとおりとする。

2 部に部長を、班に班長を置き、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもつてあてるものとする。

(職務)

第3条 部長は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 班長は、上司の命を受け、班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。

(本部会議)

第4条 本部長は、災害対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があるときは、本部会議を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもつて構成する。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部会議に班長その他の班員の出席を求めることができる。

(配備及び配備編成計画等)

第5条 本部は、災害発生を防ぎよし、または災害の拡大を防止するため迅速に、かつ強力な配備体制を整えるものとする。

2 配備体制の種別、内容の基準は、別表第2のとおりとする。

3 各部長は、別に定める配備編成計画（別表第3）に基づき、あらかじめ配備要員に指定した職員（以下「配備要員」という。）を配備体制につかせるものとする。

(1号配備下の活動)

第6条 1号配備下における活動は、おおむね次のとおりとする。

① 本部事務局長は、神奈川県防災局防災消防課その他関係機関と連絡をとり、気象情報、通報等を収集して本部長に報告するとともに必要に応じて関係部長に連絡する。

② 部長は、所掌事務に係る情報等を収集したときは、速やかに本部事務局長に連絡する。

③ 本部事務局長は、必要に応じて関係部長の集合を求めて相互の情報を交換し、客観状況を判断して当該措置につき検討する。

(2号配備下の活動)

第7条 2号配備下における活動は、おおむね次のとおりとする。

① 部長は、所掌事務に係る情報を収集したときは、おおむね次の事項を行い、防災体制を整える。

ア 災害の現況等を所属職員に周知させ配備要員を警戒体制につかせる。

イ 装備、物資、機材、設備等を整備点検し必要に応じて事前措置を講ずる。

ウ 関係部及び関係機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

② 本部事務局長は、他の部長と連絡を密にするとともに災害情報等から客観状況を判断し随時本部長に報告する。

(3号配備下の活動)

第8条 3号配備が司令された場合、部長は災害対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時本部事務局長を通じ本部長に報告するものとする。

(配備の開始及び解除)

第9条 配備の開始及び解除は、本部長が指示するものとする。

(司令、情報等の受伝達)

第10条 本部への被害状況の伝達及び災害対策に関する司令指示等の伝達は、災害対策連絡表(第1号様式)に記載し、気象情報、台風情報等の受伝達は、注意報、警報原簿(第2号様式)記録的強雨情報簿(第3号様式)、台風情報簿(第4号様式)又はその他の情報簿(第5様式)に記載して行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により行うことができる。

(緊急参集等)

第11条 配備要員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを確知したときは、直ちに所属部班に参集し、又は所属部班に連絡をとり上司の指示を受けるものとする。

2 前項に掲げる職員は、災害時において、上司の指示を受けられるようラジオニュース等の災害報道の聴取につとめるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長がその都度定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

第1号様式

災 害 対 策 連 絡 票			
年 月 日		午前 午後	時 分 受 信 発
番 号	号	伝達手段	
受 信 者		取 扱 者	
発 信 者		取 扱 者	
件 名			
記 事			
措 置			

第2号様式

注 意 報 ・ 警 報 原 簿				
標 題				
日	時	年	月	日
			時	分
い つ				
ど こ で				
何 が				
原因等				
降雪量	1時間	cm・mm以上	3時間	cm・mm以上
今後の降雪量		までに		
平地		cm・mm	山地	cm・mm以上
総雨量・積雪		から まで		
平地		cm・mm	山地	cm・mm以上
最大風速	風 向	陸上	m/s	海上
東京湾		m	相模湾	
相模湾		m		
最高潮位	横浜港（東京湾平均海面上）		m	日 時
分頃				
実効湿度		% 最小湿度		%
防災上注意事項				
(解除)				
年		月		日
			時	分

記録的強雨情報簿

大雨に関する情報 第 号

年 月 日 時 分

横浜地方気象台発表

「記録的な強い雨を観測しました。

現在 警報を発表しています。

「厳重な警戒が必要です。」

時現在	で1時間	ミリ、	3時間	ミリ、
-----	-----	-----	-----	-----
	で1時間	ミリ、	3時間	ミリ、
-----	-----	-----	-----	-----
	で1時間	ミリ、	3時間	ミリ、
-----	-----	-----	-----	-----
	で1時間	ミリ、	3時間	ミリ、
-----	-----	-----	-----	-----

の雨量を観測しました。

第4号様式

台 風 情 報 簿						
台 風 情 報 第 号						
(日時)	年	月	日	時	分	横浜地方気象発表
見出し	型で		の台風第		号は	
時刻	日(今日)		時には		岬の km	
	(付近)の北緯		度	分	東経	度 分
にあって						
進行方向	毎時	kmで		に進んでいます。		
強さ大きさ	中心気圧は	m b	中心付近の最大風速は	m/s 以上		
	中心から	km以内と		側	km以内では	
m/s 以上の強い風が吹いています。						
風雨の現況						
予想進路	台風は	日		時には		
	北緯	度	分	東経	度	分を中心とする
	半径	kmの円内に達し				
	日	時には				
	北緯	度	分	東経	度	分を中心とする
	半径	kmの円内に達する見込みです。				
風雨・波浪高潮の予想	今後(時から)	の風が		に強くなり	
	最大風速は	m/s で、予想雨量は		日	時から	
	日	時まで		平地	mm	
	山地	mmの見込みです。				
防災上の注意事項						

別表第 1

寒川町災害対策本部の組織及び業務

- ・本部長（町長）
- ・副本部長（副町長、教育長）

【本部事務局】

名 称	局 長 等	分 担 業 務
本部事務局	事務局長 総務部長 事務局次長 防災安全課長 事務局 防災安全課	1 災害対策本部に関する事。 2 本部、会議に関する事。 3 防災会議その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関する事。 4 災害対策実施の総括に関する事。 5 気象情報等のとりまとめに関する事。 6 災害情報の収集、伝達に関する事。 7 各部の被害調査報告のとりまとめに関する事。 8 防災関係機関との対策調整に関する事。 9 応急復旧計画調整に関する事 10 り災証明等に関する事。 11 その他、部班に属さない事項に関する事。 12 地域防災計画に関する事。 13 防災会議に関する事。 14 災害対策の総括に関する事。 15 防災教育に関する事。 16 情報システムの管理に関する事。 17 警戒宣言情報に関する事。 18 東海地震予知情報のとりまとめに関する事。 19 個別行動計画に関する事。 20 各部に属さない事項の調整に関する事。 21 各部の連絡調整に関する事。

【企画政策部】

部 長	班名等	班 長	分 担 業 務
企画政策部長	企画政策班	企画調整担当専任主幹	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部及び部内の連絡調整に関する事。 2 応急対策の特命事項に関する事。 3 復旧計画に関する事。 4 部内任務の調整に関する事。 5 災害対策全般の調整に関する事。 6 本部長、副本部長の秘書に関する事。 7 災害情報の収集・伝達に関する事。 8 視察、見舞い等の来庁者の接遇に関する事。 9 外部との応援体制に関する事。
		財政担当専任主幹	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係予算及び経理に関する事。 2 災害応急対策の予算措置に関する事。 3 災害救援物資の受け入れに関する事。 4 災害救援物資の受け入れ体制に関する事。 5 災害対策物資の調達確保に関する事。 6 災害時物資の調達体制に関する事。

【総務部】

部 長	班名等	班 長	分 担 業 務
総務部長	総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内任務の調整に関する事。 2 職員の動員調整及び派遣に関する事。 3 飲料水の確保及び給水に関する事。 4 被災職員に関する事。 5 ボランティアの受け入れに関する事。 6 緊急時職員召集、派遣体制に関する事。 7 公務災害補償に関する事。 8 緊急時貯水の確保体制に関する事。
	寒川文書館班	寒川文書館館長	<ol style="list-style-type: none"> 1 文書保存体制に関する事。 2 部内の応援に関する事。
	選挙管理委員会班	選挙管理委員会事務局書記長	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時選挙対策に関する事。 2 部内の応援に関する事。
	防災安全班	防災安全課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 車輛の調整及び配車に関する事。 2 庁舎管理及び電気通信施設の保全に関する事。 3 町有財産の応急対策及び被害調査に関する事。 4 町有施設の災害対策体制に関する事。 5 庁舎の災害自衛体制に関する事。
	広報情報班	広報情報課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民要請への対応に関する事。 2 災害状況の集約に関する事。 3 災害状況の報告に関する事。 4 情報収集伝達体制に関する事。
	税務班	税務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通状況把握及び交通規制に関する事。 2 被災者に係る被害調査に関する事。 3 災害に係る町税の徴収猶予、減免に関する事。 4 緊急時交通路の確保体制に関する事。

【健康福祉部】

部 長	班名	班 長	分 担 業 務
健康福祉 部長	福祉班	福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本赤十字社との連絡に関する事。 2 災害時要援護者の援助及び把握に関する事。 3 災害時の救護活動に関する事。 4 関連施設の応急対策及び被害調査に関する事。 5 災害救助法適用及び事務に関する事。 6 災害救助法の適用体制に関する事。 7 部内の協力体制に関する事。
	子育て 支援班	子育て支 援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童及び幼児等の援助及び把握に関する事。 2 関連施設の応急対策及び被害調査に関する事。
	高齢介 護班	高齢介護 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の援助及び把握に関する事。 2 災害時の救護活動に関する事。 3 関連施設の応急対策及び被害調査に関する事。
	保険年 金班	保険年金 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の救助に関する事。 2 災害時の救護活動に関する事。 3 関連施設の応急調査に関する事。
	健康班	健康課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設の被害調査に関する事。 2 医療、助産等救護活動に関する事。 3 保険衛生等応急措置に関する事。 4 災害地の防疫に関する事。 5 医療機関との連絡体制に関する事。 6 医療薬品器材確保の体制に関する事。 7 保健衛生措置体制整備に関する事。 8 防疫に係わる体制整備に関する事。 9 災害時の健康相談に関する事。

【町民環境部】

部 長	班	班 長	分 担 業 務
町民環境 部長	町民班	町民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の対応に関する事。 2 住民の応急対策に関する事。 3 安否情報に関する事。 4 災害救助の企画及び連絡体制に関する事。 5 災害相談に関する事。
	環境班	環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃施設の被害調査に関する事。 2 清掃施設応急に関する事。 3 災害ごみの受け入れに関する事。 4 災害時の公害監視及び処理に関する事。 5 清掃施設の補強整備に関する事。 6 有害物質等の安全確保体制に関する事。 7 災害時の環境保全に関する事。 8 美化センター及び（仮称）広域リサイクルセンターの施設に関する事。 9 災害時のし尿処理に関する事。
	産業振 興班	産業振興 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内任務の調整に関する事。 2 工場、事業所の被害調査に関する事。 3 応急食糧調達に関する事。 4 病虫害、家畜伝染病防除に関する事。 5 食糧販売業者と食糧確保体制に関する事。 6 商工会、JA等との連携体制に関する事。 7 農業用施設等の災害対策に関する事。
	農業委 員会班	農業委員 会事務局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物の被害調査に関する事。 2 農地の災害時活用に関する事。 3 部内の応援に関する事。

【都市建設部】

部 長	班	班 長	分 担 業 務
都市建設 部長	道路班	道路課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内任務の調整に関する事。 2 道路、橋梁等の被害調査に関する事。 3 応急対策用土木機械資材の確保に関する事。 4 崖崩れ等の調査及び復旧に関する事。 5 道路、橋梁等の災害対策に関する事。 6 土木建設機関との資機材、動員に関する事。 7 緊急輸送路の確保に関する事。
	下水道班	下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の被害調査に関する事。 2 下水道の応急復旧に関する事。 3 下水道の危険個所の把握に関する事。 4 河川管理に関する事。
	都市計画班	都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋応急危険度判定士に関する事。 2 自然災害回避(アボイ)行政に関する事。 3 駐車場対策に関する事。 4 「災害に強いまちづくり」の推進に関する事。 5 公園、緑地等の被害調査及び応急復旧に関する事。 6 公園、緑地の確保に関する事。 7 空地状況の確認に関する事。 8 応急仮設住宅の建設及び管理に関する事。 9 応急仮設住宅の確保計画に関する事。 10 国県道の緊急連絡体制に関する事。 11 水防計画に関する事。
	寒川駅 周辺整備 事務所班	寒川駅周 辺整備事 務所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅周辺等の被害調査に関する事。 2 部内の応援に関する事。
	新幹線 新駅対 策班	新幹線新 駅対策課 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の応援に関する事。

【教育部】

部 長	班	班 長	分 担 業 務
教育次長	教育総務班	教育総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内任務の調整に関する事。 2 学校施設の被害調査に関する事。 3 避難所の応急物資の調整及び配給に関する事。 4 教育施設の応急補強整備に関する事。 5 避難所の開設及び運営に関する事。
	学校教育班	学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒の安全確認に関する事。 2 児童、生徒の応急教育及び給食等に関する事。 3 学校の防災教育に関する事。 4 文教対策計画に関する事。 5 被災者に対する食糧の応急配給に関する事。 6 被災者に対する炊き出しに関する事。 7 応急食糧の確保体制に関する事。
	生涯学習班	生涯学習課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査に関する事。 2 避難所の開設及び運営に関する事。 3 社会教育施設の応急補強整備に関する事。 4 文化財の保護に関する事。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 体育施設の被害状況に関する事。 2 社会教育施設の応急復旧に関する事。 3 避難所の運営に関する事。 4 体育施設の応急補強整備に関する事。 5 避難所の開設及び運営に関する事。
	公民館班	公民館長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公民館施設の被害状況調査に関する事。 2 避難所の開設及び運営に関する事。 3 施設の応急補強整備に関する事。
	寒川総合図書館班	専任主幹	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館施設の被害状況調査に関する事。 2 避難所の開設及び運営に関する事。 3 施設の応急補強整備に関する事。

【消防部】

部 長	班	班 長	分 担 業 務
消防本部 消防長	消防総務班	消防総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の動員及び派遣に関する事。 2 消防拠点施設の被害状況を調査する事。 3 消防拠点施設の応急復旧に関する事。 4 応援受援体制に関する事。 5 消防拠点施設の運営に関する事。 6 本部内の連絡調整に関する事。 7 応急対策特命に関する事。
	予防班	予防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の受理伝達に関する事。 2 事業所等への情報伝達に関する事。 3 被害調査に関する事。 4 事業所等の応急対策に関する事。 5 水防計画、消防計画に関する事。 6 防災訓練等への指導体制に関する事。
	消防班	消防署長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の捜索、救出、保護に関する事。 2 消防、水防活動に関する事。 3 住民への情報伝達、広報に関する事。 4 河川危険箇所等の点検に関する事。 5 災害地警備に関する事。 6 消防施設等の点検巡視に関する事。 7 応急資機材の点検確保に関する事。

【協力部】

部 長	班	班 長	分 担 業 務
議会事務局長	会計班	会計課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の全体把握に関する事。 2 災害時の緊急支払いに関する事。 3 義援金品の受付保管に関する事。 4 災害時の出納計画に関する事。
	議会班	議会事務局次長	<ol style="list-style-type: none"> 1 町議員の対応に関する事。 2 各部の応援に関する事。 3 部内任務の調整に関する事。 4 緊急時議会対策に関する事。
	監査委員班	監査委員事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部の応援に関する事。 2 緊急時会計対策に関する事。

配備体制の基準

区 分	体制	配 備 基 準	配 備 内 容
災害対策本部 未設置	事 前 配 備	大雨、暴風、洪水等の警報が発令された時。また、他の状況から災害の危険が予想される時。	被害が予想される関係各課は、情報の収集状況の把握等の警戒活動を行うなどの待機をし事態の推移によっては、速やかに災害対策本部が設置できる体制。 本部長、副本部長、本部員、班長及び事務局は、危険が回避されるまで待機。
災害対策本部 設置	一 号 配 備	大雨、暴風、洪水等の警報が発令され、かつ大規模な災害が発生する恐れがある時。また、その他の状況により必要がある時。	災害対策が円滑に行える体制
	二 号 配 備	大規模な災害が発生した時。 また、その他の状況により必要がある時。	人員を大幅に増員し、災害対策が円滑に行える体制
	三 号 配 備	町内全域にわたり、大規模な災害が発生した時。 また、その他の状況により必要があるとき。	原則として、職員全員を動員し災害対策が円滑に行える体制

配備編成計画

部	班	配 備 動 員 計 画		
		1 号	2 号	3 号
企画政策部	企画政策班	班 長	主査以上	全 員
総務部	総 務 班	主査以上	全 員	
	寒川文書館班	主査以上	全 員	
	選挙管理委員会班	主査以上	全 員	
	防 災 安 全 班	事務局長の指示による		
	広 報 情 報 班	主査以上	全 員	
税 務 班	主査以上	全 員		
健康福祉部	福 祉 班	班 長	主査以上	
	子 育 て 支 援 班	班 長	主査以上	
	高 齢 介 護 班	班 長	主査以上	
	保 険 年 金 班	班 長	主査以上	
	健 康 班	班 長	主査以上	
町民環境部	町 民 班	班 長	主査以上	
	環 境 班	班 長	主査以上	
	産 業 振 興 班	班 長	主査以上	
	農 業 委 員 会 班	班 長	主査以上	
都市建設部	道 路 班	主査以上	全 員	
	下 水 道 班	主査以上	全 員	
	都 市 計 画 班	主査以上	全 員	
	駅周辺整備事務所班	班 長	主査以上	
	新幹線新駅対策班	班 長	主査以上	
教育班	教 育 総 務 班	班 長	主査以上	
	学 校 教 育 班	班 長	主査以上	
	生 涯 学 習 班	班 長	主査以上	
	ス ポ ー ツ 振 興 班	班 長	主査以上	
	公 民 館 班	班 長	主査以上	
	寒川総合図書館班	班 長	主査以上	
消防班	消 防 総 務 班	班 長	消防長の指示による	
	予 防 班	班 長		
	消 防 班	班 長		
協力部	会 計 班	班 長	主査以上	全 員
	議 会 班	班 長	主査以上	
	監 査 班	班 長	主査以上	

寒川町地震災害警戒本部条例

（昭和54年12月24日）
（条例第19号）

（趣旨）

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、寒川町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

（1）神奈川県警察官のうちから町長が任命する者

（2）町の教育委員会の教育長

（3）町長がその部内の職員のうちから指名する者

（4）町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

（5）その他町長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから、町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

（部の設置）

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれにあたる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（雑則）

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町地震災害警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒川町地震災害警戒本部条例（昭和54年寒川町条例第19号）第4条の規定に基づき、寒川町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分担業務)

第2条 警戒本部の組織及び分担業務は、別表のとおりとする。

2 部に部長を、班に班長を置き、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

(職務)

第3条 部長は、警戒本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 班長は、上司の命を受け、班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。

(本部会議)

第4条 警戒本部長は、地震防災応急対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があるときは、警戒本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

2 本部会議は、警戒本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。ただし、警戒本部長が必要と認めるときは、本部会議に班長その他の班員の出席を求めることができる。

(配備)

第5条 警戒本部は、警戒宣言が発せられた場合において、地震の発生による災害を防ぎよし、又は被害の軽減をあらかじめ図るため迅速に、かつ強力な配備体制を整えるものとする。

2 前項の配備体制は、寒川町災害対策本部要綱に定める3号配備を適用し、全員配備につくものとする。

3 配備要員は、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）の招集があつたときは、各部長の指示により出動し、速やかに配備につくものとする。

(緊急参集等)

第6条 配備要員は、勤務時間外、休日等において判定会の招集又は警戒宣言の発令を知つたときは直ちに所属部班に参集し、又は所属部班に連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、警戒本部長がそのつど定める。

附 則

1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

2 寒川町地震災害警戒本部要綱（昭和55年8月22日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

別表

寒川町地震災害警戒本部の組織及び業務

本部長（町長）
副本部長（副町長、教育長）

（本部事務局）

名称	局長	次長	分担業務
本部事務局	総務部長	防災安全課長	1 本部の庶務に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 県本部その他関係機関との連絡調整に関する事。 4 予知情報のとりまとめに関する事。 5 警戒宣言の発令に伴う情報のとりまとめに関する事。 6 自治会（自主防災組織）の対応に関する事。 7 各部の連絡調整に関する事。 8 その他部班に属さない事。

【企画政策部】

部長	班	班長	分担業務
企画政策部長	企画政策班	企画調整担当専任主幹	1 住民の応急対策状況等の周知に関する事。 2 本部長、副本部長の秘書に関する事。 3 復興対策の総合調整に関する事。 4 本部との連絡調整に関する事。 5 部のとりまとめに関する事。
		財政担当専任主幹	1 応急対策の予算措置に関する事。 2 災害対策用物品の調達に関する事。

【総務部】

部長	班	班 長	分 担 業 務
総務部長	総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員調整及に関する事。 2 災害発生後の給水不能事態に対応するため緊急貯水の確保に関する事。 3 ろ水機等給水資器材の点検確保に関する事。 4 公務災害補償に関する事。 5 ボランティアの受入に関する事。 6 災害時における緊急印刷に関する事。 7 部のとりまとめに関する事。
	寒川文書館班	寒川文書館館長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の応援に関する事。
	選挙管理委員会班	選挙管理委員会事務局書記長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の応援に関する事。
	防災安全班	防災安全課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁用車輛の管理及び配車に関する事。 2 庁舎の自衛警備及び電気通信施設の保全に関する事。 3 部のとりまとめに関する事。
	広報情報班	広報情報課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部及び部内の連絡調整に関する事。 2 災害時及び警戒宣言が発せられた場合等の広報活動に関する事。 3 報道機関に対する情報の提供及び調整に関する事。 4 災害記録に関する事。
	税務班	税務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪の予防、交通の規制に関する事。 2 交通機関への交通規制の実施把握及び関係機関との連絡調整に関する事。 3 部内の応援に関する事。

【健康福祉部】

部長	班	班 長	分 担 業 務
健康福祉部長	福祉班	福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉施設の点検巡視及び応急の補強整備に関する事。 2 福祉施設等の入園者の避難誘導の確認に関する事。 3 障害者等に関する事。 4 部のとりまとめに関する事。
	子育て支援班	子育て支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 関連施設の点検巡視及び応急の補強整備に関する事。 2 部内の応援に関する事。
	高齢介護班	高齢介護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉施設等の入園者の避難誘導の確認に関する事。 2 老人等に関する事。
	保険年金班	保険年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急食糧の調達に関する事。 2 部内の応援に関する事。
	健康班	健康課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関との連絡調整に関する事。 2 医療施設の応急対策に関する事。 3 医療薬品器材確保に関する関係団体との連絡調整に関する事。 4 防疫、その他保険衛生に関する措置その他応急措置を実施する必要な体制整備に関する事。

【町民環境部】

部 長	班	班 長	分 担 業 務
町民環境部長	町民班	町民課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 応急対策特命に関すること。
	環境班	環境課長	1 清掃施設の点検巡視及び応急補強整備に関すること。 2 清掃、その他応急措置を実施するに必要な体制の整備に関すること。 3 有害物質の安全確保及び連絡調整に関すること。 4 災害時の仮設トイレに関すること。
	産業振興班	産業振興課長	1 主食販売業者との連絡調整及び米穀の確保に関すること 2 工場、事業所に対する警戒宣言の発令の連絡調整に関すること。
	農業委員会班	農業委員会事務局長	1 各部の応援に関すること。

【都市建設部】

部 長	班	班 長	分 担 業 務
都市建設部長	道路班	道路課長	1 関係機関（土木、建設）の機材器具人員の動員確保に関すること。 2 緊急輸送の確保に関すること。 3 部のとりまとめに関すること。
	下水道班	下水道課長	1 通信、電気及びガス状況の把握に関すること。 2 部内の応援に関すること。
	都市計画班	都市計画課長	1 応急対策特命に関すること。 2 自然災害回避行政に係る連絡調整に関すること。 3 国県道に対する連絡調整に関すること。 4 部内の応援に関すること。
	駅周辺整備事務所班	駅周辺整備事務所長	1 駅周辺等に対する連絡調整に関すること。 2 部内の応援に関すること。
	新幹線新駅対策班	新幹線新駅対策課長	1 部内の応援に関すること。

【教育部】

部 長	班	班 長	分 担 業 務
教育次長	教育総務班	教育総務課長	1 避難場所の開設運営に関する事 2 教育施設の点検巡視及び応急の補強整備に関する事 3 本部及び部内の連絡調整に関する事 4 部のとりまとめに関する事
	学校教育班	学校教育課長	1 児童、生徒の安全避難誘導の確認に関する事
	生涯学習班	生涯学習課長	1 社会教育施設の点検巡視及び応急の補強に関する事
	スポーツ振興班	スポーツ振興課長	1 体育施設の点検巡視及び応急の補強に関する事
	公民館班	公民館長	1 公民館施設の応急対策に関する事
	寒川総合図書館班	専任主幹	1 教育施設の点検巡視及び応急の補強整備に関する事

【消防部】

部 長	班	班 長	分 担 業 務
消防本部 消防長	消防総務班	消防総務課長	1 消防団員の動員に関する事 2 消防施設等の点検巡視及び応急の補強整備に関する事 3 応急対策特命に関する事 4 部のとりまとめに関する事
	予防班	予防課長	1 事業所、危険物取扱施設等への情報の伝達及び対策の連絡調整に関する事 2 火災、水災等の防除のための警戒に関する事
	消防班	消防署長	1 消防応急対策に必要な資機材等の点検確保に関する事 2 住民への情報の伝達、火災発生防止及び初期消火に対する広報に関する事

【協力部】

部 長	班	班 長	分 担 業 務
議会事務局長	会計班	会計課長	1 各部の応援に関する事 2 災害時の緊急支払いに関する事 3 義援金に関する事
	議会班	議会事務局次長	1 各部の応援に関する事
	選挙班	選挙管理委員会事務局書記長	1 各部の応援に関する事
	監査班	監査委員事務局長	1 各部の応援に関する事

配備体制（地震）の基準

区 分	体 制	配 備 基 準	配 備 内 容
警戒本部	全職員 配備	警戒宣言が発令され災害危険が予想されたとき	被害が予想される関係各課は、情報の収集状況の把握等の警戒活動を行う体制
災害対策本部	事務局 配備	震度4以下の地震情報	被害情報収集にあたり災害対策本部設置準備を行う体制
	災害対策本部 配備	震度4以上の地震情報により防災安全課職員参集	被害情報収集にあたり災害対策本部設置準備を行う。 班長は参集し、必要により班員の参集を行い、災害対策が円滑に行える体制
	全職員 配備	震度5弱以上の情報により災害対策本部	原則として、職員全員を動員し災害対策が円滑に行える体制

神奈川県

1 神奈川県 代表番号 045-210-1111

(1) 安全防災局

部局名	室課名	班 名	電 話 番 号 F A X 番 号	夜間、休日 の 連 絡 先	防災行政 通 信 網	住 所	
安全防災局	危機管理 対 策 課	総 務 班	045-210-3414 045-210-8829	045-210-3414		〒231-8588 横浜市中区日本大通1	
		企 画 調 整 班	045-210-3418 045-210-8829	045-210-3418			
		危機管理対策班	045-210-3465 045-210-8829	045-210-3465	9-400 -9300		
		情 報 通 信 班	045-210-3441 045-210-8829	045-210-3441	9-400 -9302		
	災 害 防 火 課	計 画 班	045-210-3425 045-210-8829	045-210-3425	9-400 -9304		
		応 急 対 策 班	045-210-3430 045-210-8829	045-210-3430	9-400 -9301		
		消 防 ・ 地 域 防 災 班	045-210-3436 045-210-8829	045-210-3436	9-400 -9305		
休日・夜間 の気象予警	当 直 員	- 045-201-6409	045-210-3456				

(2) 県出先関係機関

機関名	課等名	電 話 番 号 F A X 番 号	防 災 行 政 通 信 網	住 所
湘 南 地 域 県政総合センター	安 全 防 災 課	0463-22-2711 0463-23-0599	9-403-9212	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1
茅ヶ崎保健 福祉事務所	企 画 調 整 課	0467-85-1171 0467-82-0501	9-432-9201 9-432-9209	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7
藤沢土木事務所	管 理 課	0466-26-2111 0466-26-4853	9-411-9232	〒251-0025 藤沢市鵜沼石上2-7-1
企 業 庁 茅ヶ崎水道営業所	管 理 ・ 料 金 課	0467-52-6151 0467-51-2402	9-455-9201 9-455-9202 9-455-9203	〒253-0042 茅ヶ崎市本村4-5-22
茅ヶ崎警察署	警 備 課	0467-82-0110 0467-82-0110		〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-3-25

県内市町村一覧表

市町村名	室 課 名	電 話 番 号 F A X 番 号	夜間、休日 の 連 絡 先	防 災 行 政 通 信 網	住 所
横 浜 市	安 全 管 理 局 緊 急 対 策 課	045-671-2064 045-641-1677	045-671-2064	9-640 -9201	〒231-0017 横浜市中央区港町1-1
川 崎 市	総 務 局 危 機 管 理 室	044-200-2840 044-200-3972	044-200-2890	9-641 -9203	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
横 須 賀 市	市 民 安 全 部 危 機 管 理 課	046-822-8357 046-827-3151	046-822-0119	9-550 -9201	〒238-8550 横須賀市小川町11
平 塚 市	防 災 危 機 管 理 部 防 災 危 機 管 理 課	0463-21-9734 0463-21-9607	0463-21-3240	9-551 -9209	〒254-8686 平塚市浅間町9-1
鎌 倉 市	防 災 安 全 部 総 合 防 災 課	0467-23-3000 0467-23-3373	0467-25-7550	9-552 -9300	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
藤 沢 市	総 務 部 災 害 対 策 課	0466-25-1111 0466-50-8401	0466-22-0700	9-553 -9202	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
小 田 原 市	防 災 危 機 管 理 部 防 災 対 策 課	0465-33-1855 0465-33-1858	0465-33-1855	9-554 -9307	〒250-8555 小田原市荻窪300
茅 ヶ 崎 市	防 災 安 全 部 防 災 対 策 課	0467-82-1111 0467-82-1540	0467-82-1111	9-555 -9209	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗 子 市	経 営 企 画 部 防 災 課	046-873-1111 046-873-4520	046-873-1111	9-556 -9209	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
相 模 原 市	防 災 安 全 部 防 災 計 画 課	042-769-8208 042-769-8326	042-751-9111	9-557 -9207	〒229-0039 相模原市中央2-2-15
三 浦 市	行 政 管 理 部 危 機 管 理 課	046-882-1111 046-882-1161	046-882-1111	9-558 -9201	〒238-0298 三浦市城山町1-1
秦 野 市	く ら し 安 全 部 防 災 課	0463-82-5111 0463-82-6793	0463-82-5111	9-559 -9209	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
厚 木 市	協 働 安 全 部 防 災 対 策 課	046-225-2190 046-223-0173	046-223-1511	9-560 -9201	〒243-8511 厚木市中町3-17-17
大 和 市	市 長 室 危 機 管 理 課	046-260-5777 046-261-4592	046-263-1111	9-561 -9202	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
伊 勢 原 市	企 画 部 防 災 課	0463-94-4711 0463-95-7614	0463-94-4711	9-562 -9209	〒259-1188 伊勢原市田中348
海 老 名 市	企 画 部 企 画 政 策 課	046-235-4790 046-233-9118	046-231-2111	9-563 -9209	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1
座 間 市	市 民 部 安 全 対 策 課	046-252-7395 046-252-7773	046-255-1111	9-564 -9201	〒228-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1
南 足 柄 市	市 民 部 防 災 安 全 課	0465-73-8055 0465-72-1328	0465-74-2111	9-565 -9209	〒250-0192 南足柄市関本440
綾 瀬 市	市 民 部 安 全 安 心 課	0467-70-5641 0467-70-5701	0467-77-1111	9-566 -9201	〒252-1192 綾瀬市早川550
葉 山 町	消 防 本 部 消 防 総 務 課	046-876-0147 046-876-1263	046-876-0119	9-567 -9201	〒240-0112 葉山町堀内2050-10
大 磯 町	町 民 福 祉 部 防 災 対 策 担 当	0463-61-4100 0463-61-1991	0463-61-4100	9-569 -9204	〒255-8555 大磯町東小磯183
二 宮 町	町 民 生 活 部 防 災 安 全 課	0463-71-3311 0463-73-0134	0463-71-3311	9-570 -9209	〒259-0196 二宮町二宮961
中 井 町	総 務 課 防 災 交 通 班	0465-81-1111 0465-81-1443	0465-81-1111	9-571 -9204	〒259-0197 中井町比奈窪56
大 井 町	防 災 安 全 室	0465-85-5002 0465-82-9965	0465-83-1311	9-572 -9202	〒258-8501 大井町金子1995
松 田 町	庶 務 課 防 災 防 犯 係	0465-83-1221 0465-83-1229	0465-83-1221	9-573 -9202	〒258-8585 松田町松田惣領2037
山 北 町	総 務 防 災 課	0465-75-1122 0465-75-3660	0465-75-1122	9-574 -9209	〒258-0195 山北町山北1301-4
開 成 町	町 民 サ - ビ ス 部 環 境 防 災 課	0465-84-0314 0465-82-5234	0465-83-2331	9-575 -9206	〒258-8502 開成町延沢773
箱 根 町	総 務 部 防 災 課	0460-85-9562 0460-85-7577	0460-85-9562	9-576 -9209	〒250-0398 箱根町湯本256
真 鶴 町	環 境 防 災 課	0465-68-1131 0465-68-5119	0465-68-1131	9-577 -9209	〒259-0202 真鶴町岩244-1
湯 河 原 町	総 務 部 地 域 政 策 課	0465-63-2111 0465-62-1991	0465-60-0119	9-578 -9201	〒259-0392 湯河原町中央2-2-1
愛 川 町	消 防 本 部 消 防 防 災 課	046-285-3131 046-285-4091	046-285-3131	9-579 -9202	〒243-0301 愛川町角田286-1
清 川 村	総 務 部 総 務 課	046-288-1212 046-288-1767	046-288-1212	9-580 -9201	〒243-0195 清川村煤ヶ谷2216

指定地方行政機関

機 関 名	室 課 名	電話番号 F A X番号	夜間、休日 の連絡先	防 災 行 政 通 信 網	住 所
関 東 管 区 警 察 局	広 域 調 整 部	048-600-6000	048-600-6000		〒330-9726
	広 域 調 整 第 二 課	048-601-5022			埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
関 東 財 務 局 横 浜 財 務 事 務 所	総 務 課	045-681-0931 045-681-0564			〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57
関 東 信 越 厚 生 局	総 務 課	048-740-0711 048-601-1325	048-740-0711		〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
関 東 農 政 局	生 産 経 営 流 通 部	048-600-0600			〒330-9722
	神 奈 川 農 政 事 務 所	045-211-7175			〒231-0003
	農 政 推 進 課	045-212-9031			横浜市中区北仲通5-57
関 東 森 林 管 理 局 東 京 神 奈 川 森 林 管 理 署	総 務 課	0463-32-2867 0463-32-2868			〒254-0046 平塚市立野町38-2
関 東 経 済 産 業 局	総 務 企 画 部 総 務 課	048-600-0211 048-601-1310	048-600-0211		〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	指 導 課	048-600-0433 048-601-1314	090-3400-5883		〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
関 東 運 輸 局	情 報 ・ 防 災 課	045-211-7269 045-211-7270	045-211-7269		〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57
	神 奈 川 運 輸 支 局	045-939-6800			〒224-0053
	総 務 企 画 課	045-932-3228			横浜市新築区池辺町3540
関 東 地 方 整 備 局	企 画 部 防 災 課	048-600-1333 048-600-1376	048-600-1333		〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
	京 浜 河 川 事 務 所	045-503-4018	045-503-4018		〒230-0051
	防 災 情 報 課	045-503-4023		横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	
東 京 航 空 局 東 京 空 港 事 務 所	総 務 部 総 務 課	03-5757-3000 03-5756-1511	03-5756-1540		〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	警 備 救 難 部	045-211-1118	045-211-1118	9-481	〒231-8818
	環 境 防 災 課	045-226-1689		-9209	横浜市中区北仲通5-57
東 京 管 区 気 象 台 横 浜 地 方 気 象 台	防 災 業 務 課	045-621-1999	045-621-1991	9-484	〒231-0862
		045-621-2016		-9209	横浜市中区山手町99
関 東 総 合 通 信 局	総 務 課	03-6238-1600 03-6238-1629	090-8054-8355		〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1
神 奈 川 労 働 局	総 務 部 総 務 課	045-211-7350 045-651-1190			〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57
南 関 東 防 衛 局	企 画 部 地 方 調 整 課	045-211-7104 045-661-2177			〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57

指定公共機関

機 関 名	室 課 名	電話番号 F A X 番号	夜間、休日 の連絡先	防 災 行 政 通 信 網	住 所
東日本旅客鉄道株式会社 横 浜 支 社	総務部安全対策室	045-320-2088 045-320-2089	0120-105-063	9-671-2	〒220-0023 横浜市西区平沼1-40-26
東海旅客鉄道株式会社	新幹線鉄道事業本部 企 画 部	03-5218-6230 03-3286-5164			〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1丸の内中央ビル
日本貨物鉄道株式会社	関 東 支 社 総 務 部	03-3239-9282 03-3239-9312	03-3894-3891 指令室		〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-13-1
東日本電信電話株式会社 神 奈 川 支 店	設備部災害対策室	045-212-8945 045-212-8976	113	9-668-1	〒231-0023 横浜市中区山下町198
株式会社エヌ・ティ・ティ ・ドコモ神奈川支店	企 画 総 務 部	045-226-8004 045-222-7070			〒220-8536 横浜市西区みなとみらい4-7-3
郵便事業株式会社	横 浜 支 店 業 務 企 画 室	045-461-1381 045-441-0421			〒220-8799 横浜市西区高島2-14-2
郵便局株式会社	南関東支社企画部	045-228-2503 045-228-2590			〒231-8694 横浜市中区桜木町1-1
日本銀行横浜支店	総 務 課	045-661-8111 045-650-1312			〒231-8710 横浜市中区日本大通20-1
日本赤十字社 神 奈 川 県 支 部	事業部救護課	045-628-6306 045-628-6347	045-628-6306		〒231-8536 横浜市中区新山下3-12-1
日本放送協会 横 浜 放 送 局	企 画 総 務	045-212-2831 045-212-5540	045-212-0737	9-663-1	〒231-8324 横浜市中区本町1-4
中日本高速道路(株) 東 京 支 社	保全・サービス 事 業 部	03-5776-5655 03-5776-5310		9-677-1	〒105-6011 東京都港区虎ノ門4-3-1
東日本高速道路(株) 関 東 支 社	管 理 事 業 部 事業総括チーム	03-5828-8642 03-5828-8204		9-681-1	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14
首都高速道路(株)	保全・交通部	03-3539-9498 03-3502-5676	045-451-7926 神奈川管理局		〒100-8930 東京都千代田区霞が関1-4-1
K D D I 株式会社 南 関 東 総 支 社	管 理 部	045-211-1671 045-211-1674		9-670-1	〒231-0004 横浜市中区元浜町3-24
日本通運株式会社 横 浜 支 店	総 務 課	045-212-7312 045-201-1371		9-679-1	〒231-0002 横浜市中区海岸通3-9
東京電力株式会社 神 奈 川 支 店	総 務 部 総 務 グ ル ー プ	045-394-1064 045-212-8800	045-201-6921	9-660-2	〒231-0007 横浜市中区弁天通1-1
東京ガス株式会社	神奈川導管事業部 計 画 推 進 部	045-313-8013 045-311-7854	045-313-8021 ガスライト24	9-661-1	〒220-0024 横浜市西区西平沼5-55
エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ 株 式 会 社	ネットワーク事業部 総合ネットワーク部	03-5202-9909 03-5501-3014	03-5202-9909		〒100-8019 東京都千代田区内幸町1-1-6日比谷ビル6F
独立行政法人 国 立 病 院 機 構	総 務 課	03-5712-5050 03-5712-5081	03-5712-5050		〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-21

指定地方公共機関（一部）

機 関 名	室 課 名	電話番号 FAX番号	夜間、休日 の連絡先	住 所
神奈川県医師会	地域保健課	045-241-7000 045-241-1464		〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1
神奈川県歯科医師会	事務局事業課	045-681-2172 045-681-2426		〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68
神奈川県薬剤師会	会館部運営課	045-761-4046 045-751-4460		〒235-0007 横浜市磯子区西町14-11
株式会社アール・エフ・ラジオ日本	総務部	045-231-1531 045-231-1457	045-231-1531	〒231-8611 横浜市中区長者町5-85
株式会社テレビ神奈川	報道部	045-651-1182 045-641-1911	045-651-1182	〒231-8001 横浜市中区太田町2-23MB C4F
横浜エフエム放送株式会社	ニュース室	045-224-1005 045-224-1013	045-223-2562	〒220-8110 横浜市西区みなとみらい2-2-1
株式会社神奈川新聞社	経営管理局総務部	045-227-0020 045-227-0015	045-227-1111	〒231-8445 横浜市中区太田町2-23
神奈川県住宅供給公社	総務部総務課	045-651-1831 045-661-1505	045-651-1831	〒231-8510 横浜市中区日本大通33

自 衛 隊

機 関 名	室 課 名	電話番号 F A X 番号	夜 間、休 日 の 連 絡 先	住 所
陸 上 自 衛 隊 第 3 1 普 通 科 連 隊	第 3 科	046-856-1291 (634) 046-856-1291 (614,690)	046-856-1291 (629) 046-856-1291 (614,690)	〒238-0317 横須賀市御幸浜1-1
陸 上 自 衛 隊 東 部 方 面 総 監 部	防 衛 部 防 衛 課	048-460-1711 (2461～3) 048-460-1711 (2552,2556)	048-460-1711 (2461～3)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
陸 上 自 衛 隊 第 1 師 団	師 団 司 令 部 第 3 部	03-3933-1161 (238,239) 03-3933-1161 (254)	03-3933-1161 (207,228)	〒178-8523 東京都練馬区北町4-1-1
陸 上 自 衛 隊 第 1 2 旅 団	旅 団 司 令 部 第 3 部	0279-54-2011 (234,239) 0279-54-2011 (494)	0279-54-2011 (208) 0279-54-2102	〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2
陸 上 自 衛 隊 第 4 施 設 群	第 3 科	046-253-7670 (237) 046-253-7670 (235)	046-253-7670 (202)	〒228-0027 座間市座間
陸 上 自 衛 隊 第 1 高 射 特 科 大 隊	第 3 係	0550-87-1212 (431) 0550-87-1212 (447)	0550-87-1212 (449)	〒412-8585 静岡県御殿場市駒門5-1
陸 上 自 衛 隊 中 央 輸 送 業 務 隊	総 務 科	045-335-1151 (205) 045-335-1151 (279)	045-335-1151 (301,302) 045-335-1151 (279)	〒240-0062 横浜市保土ヶ谷区岡沢町273
陸 上 自 衛 隊 富 士 教 導 団	第 3 科	0550-75-2311 (2628) 0550-75-2311 (2618)	0550-75-2311 (2619) 0550-75-2311 (2618)	〒410-1432 静岡県小山町須走481-27
陸 上 自 衛 隊 通 信 学 校	企 画 室	046-841-3300 (203) 046-841-3300 (206)	046-841-3300 (301,302) 046-841-3300 (206)	〒239-0828 横須賀市久比里2-1-1
陸 上 自 衛 隊 少 年 工 科 学 校	企 画 室	046-856-1291 (223) 046-856-1291 (206)	046-856-1291 (301,302) 046-856-1291 (206)	〒238-0317 横須賀市御幸浜2-1
陸 上 自 衛 隊 東 部 方 面 航 空 隊	第 3 科	042-524-9321 (231) 042-524-9321 (239)	042-524-9321 (231,302) 042-524-9321 (239)	〒190-8501 東京都立川市緑町5
海 上 自 衛 隊 横 須 賀 地 方 総 監 部	防 衛 部 第 3 幕 僚 室	046-822-3522 046-823-1009	046-823-1009 (2222)	〒238-0046 横須賀市西逸見町1無番地
海 上 自 衛 隊 第 4 航 空 群	司 令 部 作 戦 室	0467-78-8611 (2245,2246) 0467-78-8611 (2281)	0467-78-8611 (2245,2246) 0467-78-8611 (2281)	〒252-1101 綾瀬市無番地
自 衛 隊 神 奈 川 県 地 方 部 協 力 本	企 画 広 報 室	045-662-9476 045-662-9498	045-662-9426 045-662-9498	〒231-0023 横浜市中区山下町253-2
航 空 自 衛 隊 中 部 航 空 方 面 隊 司 令 部	防 衛 部	04-2953-6131 (2233) FAX (2269)	04-2953-6131 (2204)	〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山2-3
航 空 自 衛 隊 第 1 高 射 群 第 2 高 射 隊	運 用 班	046-856-1291 (504) FAX (518)	046-856-1291 (540,541) FAX (518)	〒238-0317 横須賀市御幸浜3-1
航 空 自 衛 隊 航 空 支 援 集 団 司 令 部	防 衛 部 運 用 第 2 課	042-362-2971 (2519,2521) FAX (2616)	042-362-2971 (2531,2532)	〒183-0001 東京都府中市浅間町1-5-5
航 空 自 衛 隊 航 空 総 隊 司 令 部	防 衛 部 運 用 課	042-362-2971 (2322) FAX (2631)	042-362-2971 (2204) FAX (2631)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1-5-5

町内医療機関一覧

①病院・一般診療所

	名 称	住 所	電話番号	病床数	診 療 科 目
病 院	けやきの森病院	宮山3505	74- 5331	166	精神科
	寒川病院	宮山193	75- 6680	99	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・神経内科・リウマチ科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科
一 般 診 療 所	井上医院	大蔵959	75- 0639	—	内科・小児科
	S R 内科クリニック	倉見1404	75- 0510	—	内科
	おおしろクリニック	岡田5- 5- 8	72- 2212	—	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・形成外科
	神部医院	宮山3035	74- 5000	—	内科・外科・皮膚科・泌尿器科
	木島医院	一之宮1- 24- 39	75- 0005	9	内科・小児科・外科・産婦人科
	倉見整形外科	倉見847- 1	72- 0201	—	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科・形成外科
	五島クリニック	倉見2197	74- 8180	—	内科・皮膚科・泌尿器科
	今野外科	中瀬1- 10	75- 3050	—	胃腸科・外科・整形外科・リハビリテーション科・脳神経外科
	さいとう眼科	岡田3- 7- 47	72- 6301	—	眼科
	寒川駅前クリニック	岡田898	72- 3588	—	内科・整形外科・皮膚科・リハビリテーション科・麻酔科
	寒川岡田クリニック	岡田6- 10- 20	74- 0052	—	内科・神経内科・消化器科・小児科・外科・皮膚科・循環器科・耳鼻咽喉科
	さむかわ富田クリニック	一之宮2- 23- 11	72- 5777	—	内科・消化器内科・外科・肛門外科・皮膚科
	たかはし耳鼻科	岡田5- 5- 8	72- 3387	—	耳鼻咽喉科・気管食道科・アレルギー科
	玉井産婦人科・小児科	岡田5- 5- 8	74- 2920	—	産科・婦人科・小児科
	永田外科	倉見3793- 3	75- 6075	—	呼吸器科・胃腸科・外科・整形外科
	林こどもクリニック	一之宮1- 3- 36	75- 8808	—	小児科・小児アレルギー科
	原田内科	岡田3- 7- 35	74- 0702	—	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・整形外科
	広田内科クリニック	一之宮8- 14- 11	74- 2231	—	内科・小児科
	村田整形外科	一之宮8- 15- 1	73- 0661	—	整形外科
横山外科胃腸科	田端1159	74- 7707	19	胃腸科・外科・皮膚科・肛門科	

②歯科医院

	名 称	住 所	電話番号	診療科目
歯 科 診 療 所	石 黒 歯 科 医 院	田端1486	74- 2516	歯科・小児歯科
	井 出 歯 科 医 院	宮山1776	75- 0102	歯科・小児歯科
	井 上 歯 科 医 院	一之宮3- 38- 16	74- 6480	歯科・小児歯科
	神 部 歯 科 医 院	倉見2035	75- 8200	歯科・矯正歯科・小児歯科
	後 藤 歯 科 医 院	岡田5- 14- 15	74- 4618	歯科・矯正歯科・小児歯科
	さかきばら歯科クリニック	一之宮1- 6- 41	73- 1184	歯科・小児歯科
	寒 川 歯 科 医 院	大曲3- 1- 16	74- 4121	歯科・小児歯科
	寒 川 下 里 歯 科 医 院	一之宮9- 2- 13	74- 2210	歯科・小児歯科
	白 井 歯 科 医 院	一之宮1- 9- 22	74- 6201	歯科・小児歯科
	タカハシ歯科クリニック	一之宮2- 15- 27	74- 4184	歯科・小児歯科
	竹 田 歯 科 医 院	倉見1122- 3	74- 2229	歯科・小児歯科
	玉 井 歯 科 医 院	岡田5- 5- 8	72- 3850	歯科・矯正歯科・小児歯科
	坪 川 歯 科 医 院	岡田896	74- 4567	歯科・小児歯科
	中 川 歯 科 医 院	岡田1034- 1	74- 7033	歯科・小児歯科
	西 村 歯 科 医 院	岡田7- 4- 3	74- 1512	歯科・矯正歯科・小児歯科
	藤 沢 歯 科 医 院	倉見490- 3	74- 1811	歯科・小児歯科
	藤 田 歯 科 医 院	宮山3581- 1- 101	75- 1530	歯科・小児歯科
	村 岡 歯 科 医 院	岡田951- 3	74- 6100	歯科・小児歯科・矯正歯科

(五十音順)

③柔 整

	名 称	住 所	電話番号	診療科目
	け い ら く 接 骨 院	岡田935	75- 8901	柔 整 一 般
	あ お い 接 骨 院	大曲3- 15- 1	75- 9418	〃
	鈴 木 接 骨 院	倉見2033	75- 0162	〃
	露 木 接 骨 院	大蔵936	75- 0310	〃
	は ま ゆ う 接 骨 院	一之宮2- 14- 45	74- 9338	〃
	室 田 接 骨 院	宮山3035- 4	75- 4326	〃

薬品取扱機関一覧

	名 称	住 所	電 話 番 号
薬 局	ヨ ロ ズ 薬 局	一之宮9- 1- 17	75- 0059
	佐 久 間 薬 局	中瀬19- 2	74- 1493
	ほ り む ら 薬 局	小谷57	74- 0135
	一 二 三 薬 局	一之宮3- 12- 6	75- 3507
	(株)アサヒファーマシー 一之宮薬局	宮山178- 3	73- 1193
	旭 が 丘 薬 局	宮山3018- 6	73- 5232
	あ す な ろ 薬 局	一之宮1- 3- 4	73- 0476
	スマイル薬局寒川店	岡田6- 10- 21	75- 9960
	す い せ ん 薬 局	宮山3242- 2	75- 5111
	寒 川 ひ か り 薬 局	倉見1744- 1	72- 6080
	仁成堂ファースト薬局	岡田898	73- 1656
	す み れ 調 剤 薬 局	岡田3- 9- 59	74- 3780
	ウエルシア薬局寒川大曲店	大曲3- 1- 12	72- 2012
	湘 南 薬 局	岡田5- 5- 8	74- 3255
一般販 売業	ハックドラッグ寒川店	大曲2- 5- 8	75- 8911
	F U J I 寒川店薬品部	岡田1077	75- 6556
	クリエイトS・D寒川店	岡田3- 15- 15	74- 7074
	クリエイトS・D寒川倉見店	倉見498- 1	74- 2101
薬種商	す み れ 薬 品	岡田1073- 2	74- 2961

町内寺院一覧

処理区分	施設名	所在地	電話	備考
仮埋葬	万部寺	田端805	75-2097	
"	生住寺	田端756	74-3355	
"	医王院	田端529	75-0747	
"	南泉寺	一之宮1-23-1	75-0949	
"	妙光寺	一之宮1-24-35	75-0206	
"	景観寺	一之宮1-18-15	75-5028	
"	安楽寺	岡田2387	75-0220	
"	福泉寺	小谷3-2-16	75-1520	
"	念宗寺	小動765	75-2261	
"	興全寺	宮山1785	75-6062	
"	西善院	宮山3925	74-6567	
"	行安寺	倉見1873	75-0713	

火葬場一覧

処理区分	施設名	所在地	電話	備考
火葬	茅ヶ崎市斎場	茅ヶ崎市芹沢1700	0467(53)1505	
"	平塚市聖苑	平塚市田村9-25-2	0463(55)1075	

災害時広域避難場所一覧表

番号	名称	所在地	収容人員(人)		電話番号
			災	広	
1	旭小学校	倉見1675-3	400	4,180	75-0359
2	旭が丘中学校	小動933	350	4,340	75-5553
3	小谷小学校	小谷4-5-1	300	7,210	75-3671
4	寒川小学校	宮山934	350	3,240	75-0032
5	さむかわ中央公園	宮山275	1,100	14,530	75-1005
6	寒川中学校	一之宮3-9-1	450	3,560	75-0051
7	寒川東中学校	岡田718	500	8,100	74-0332
8	一之宮小学校	一之宮7-3-1	400	4,030	75-0058
9	南小学校	一之宮9-9-1	400	4,750	74-7444
10	寒川高等学校	一之宮9-30-1	-	11,120	74-2312

災害時一時避難場所一覧

番 号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	倉見原才戸公民館	倉見2008- 8	
2	倉見地域集会所	倉見1550- 2	
3	倉見大村地域集会所	倉見2110- 2	
4	北部文化福社会館	宮山2820- 1	74- 1515
5	旭保育園	宮山2194	75- 0773
6	宮山地域集会所	宮山3906- 2	
7	宮山根岸集会所	宮山1303- 1	
8	さむかわ保育園	宮山935	75- 0134
9	小動地域集会所	小動466- 2	
10	小谷地域集会所	小谷1- 13- 10	
11	大蔵地域集会所	大蔵834- 1	
12	菅谷台自治会集会所	岡田7- 7- 1	
13	越の山自治会館	岡田8- 26- 16	
14	岡田新町集会所	岡田1170- 3	
15	岡田地域集会所	岡田609	
16	福祉活動センター	岡田610	
17	大曲地域集会所	大曲2- 8- 18	
18	中瀬地域集会所	中瀬17- 5	
19	筒井地域集会所	中瀬25- 1	
20	南部文化福社会館	一之宮8- 5- 20	75- 0281
21	一之宮愛児園	一之宮8- 3- 1	75- 0729
22	田端地域集会所	田端824	
23	東守神社	岡田4- 1607	
24	岡田もくせいハイツ集会所	岡田7- 1	
25	県営さむかわもくせいハイツ第2集会所	岡田7- 1	
26	一之宮公園	一之宮3- 2172- 1	

社会福祉施設一覧表

NO.	施設名	所在地	電話	備考
1	養護老人ホーム 湘風園	寒川町大蔵800	75-4545	
2	社会福祉法人 吉祥会寒川ホーム	寒川町小谷1-13-5	75-0785	
3	老人保健施設 神恵園	寒川町宮山180-1	75-8677	
4	社会福祉法人 千寿会 特別養護老人ホーム ときくの郷	寒川町小動662	75-0964	

要援護者施設と災害情報伝達方法

■ 情報伝達方法

* 次の災害時要援護者施設に対して、電話等の連絡により情報の伝達を行う。

No.	施設名	種別	住所	電話番号	担当部長	担当課長	備考
1	寒川町立 旭保育園	保育園	宮山2194	75-0773	健康福祉部長	子育て支援課長	
2	寒川町立 一之宮愛児園	保育園	一之宮8-3-1	75-0729	健康福祉部長	子育て支援課長	
3	一之宮相和幼稚園	幼稚園	一之宮4-14-7	74-3754	総務部長	防災安全課長	
4	ふじ幼児園	幼稚園	大曲1-3-12	75-6087	総務部長	防災安全課長	
5	介護老人保健施設 神恵苑	福祉施設	宮山180-1	75-8677	健康福祉部長	高齢介護課長	
6	老人憩の家	福祉施設	宮山2532	74-1711	健康福祉部長	高齢介護課長	
7	福祉活動センター	福祉施設	岡田610	75-3109	健康福祉部長	福祉課長	
8	けやきの森病院	病院	宮山3505	74-5331	健康福祉部長	健康課長	

【具体的な情報伝達方法】

災害対策本部長(町長)
情報伝達の指示

※総務部長が不在の場合
災害対策本部・事務局次長(防災安全課長)が代理

災害対策本部
事務局長(総務部長)
担当本部長に情報伝達の指示

災害対策本部・本部長
(各施設の担当部長)
各担当課長へ情報伝達の指示

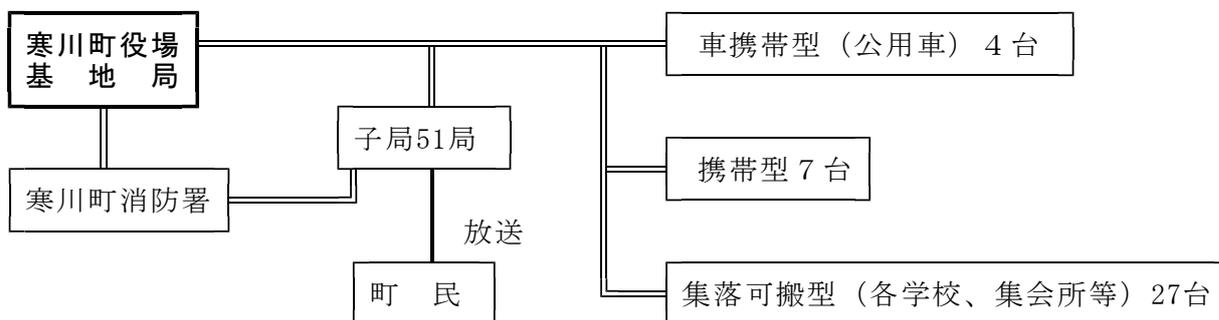
※担当部長が不在の場合福祉課長が代理
・福祉課長は、子育て支援課長、高齢介護課長、健康課長に連絡する。

災害対策本部・班長
(各施設の担当課長)

指定の災害時要援護者施設に情報を伝達
※災害時要援護者施設に指定していない施設についても必要に応じて、情報提供を行う。

寒川防災行政用無線局一覽表

=防災行政用無線設備=



車携帯型

配 置 先	呼出名称	車 種	公用車名
防災安全課	さむかわ 2	乗用車	交通指導車
防災安全課	さむかわ 4	ダンプ	道路補修車
防災安全課	さむかわ 5	ダンプ	道路補修車
広報情報課	さむかわ 6	サンバー	広報車

携帯型

配置先	所在地	呼出名称
防災安全課	宮山165	さむかわ 1 0 1
防災安全課	宮山165	さむかわ 1 0 2
防災安全課	宮山165	さむかわ 1 0 3
防災安全課	宮山165	さむかわ 1 0 4
防災安全課	宮山165	さむかわ 1 0 5
防災安全課	宮山165	さむかわ 1 0 6
防災安全課	宮山165	さむかわ 1 0 7

集落可搬型（各学校・集会所）

配 置 先	所 在 地	呼 出 名 称	機 種 名	製造番号	備 考
小谷小学校	小谷 4-5-1	さむかわ 201	Ek3216NT		
寒川中学校	一之宮 3-9-1	さむかわ 202	Ek3216NT		
旭が丘中学校	小動 933	さむかわ 203	Ek3216NT		
南部文化福祉会館	一之宮8-5-20	さむかわ 204	Ek3216NT		
北部文化福祉会館	宮山 2820-1	さむかわ 205	Ek3216NT		
一之宮地域集会所	一之宮 8-6-16	さむかわ 206	Ek3216NT		
大曲地域集会所	大曲 2-8-18	さむかわ 207	Ek3216NT		
大蔵地域集会所	大蔵 834-1	さむかわ 208	Ek3216NT		
越の山自治会館	岡田 8-26-16	さむかわ 209	Ek3216NT		
菅谷台自治会集会所	岡田 7-7-1	さむかわ 210	Ek3216NT		
一之宮小学校	一之宮7-3-1	さむかわ 211	Ek3216NT		
寒川小学校	宮山 934	さむかわ 212	Ek3216NT		
旭小学校	倉見 1675-3	さむかわ 213	Ek3216NT		
田端地域集会所	田端 824	さむかわ 214	Ek3216NT		
筒井地域集会所	中瀬 25-1	さむかわ 215	Ek3216NT		
中瀬地域集会所	中瀬 17-5	さむかわ 216	Ek3216NT		
岡田地域集会所	岡田 609	さむかわ 217	Ek3216NT		
岡田新町集会所	岡田 1170-3	さむかわ 218	Ek3216NT		
岡田もくせいハイム集会所	岡田 7-13-10	さむかわ 219	Ek3216NT		
小谷地域集会所	小谷 1-13-10	さむかわ 220	Ek3216NT		
小動地域集会所	小動 466-2	さむかわ 221	Ek3216NT		
宮山地域集会所	宮山 3906-2	さむかわ 222	Ek3216NT		
倉見地域集会所	倉見 1550-2	さむかわ 223	Ek3216NT		
寒川東中学校	岡田 718	さむかわ 224	Ek3216NT		
南小学校	一之宮9-9-1	さむかわ 225	Ek3216NT		
総合体育館	宮山 275	さむかわ 226	Ek3216NT		
寒川高等学校	一之宮 9-30-1	さむかわ 227	Ek3216NT		

防災行政無線子局設置一覽表

子局 番号	子 局 名 称	設置場所 (地 番)	備 考
1	倉見桜町	倉見408	
2	倉見十二天	倉見783-1	
3	倉見神社	倉見1844-1	
4	倉見駅	倉見3827-4	
5	倉見防災倉庫	倉見936	
6	倉見南町	倉見996	
7	倉見才戸	倉見1620-1	
8	倉見大村	倉見2328-1	
9	倉見川端	倉見639-1	
10	旭小学校	倉見1675-3	
11	倉見大村南	倉見2232	
12	宮山中里	宮山3561-1	
13	旭保育園	宮山2194	
14	念宗寺	小動763	
15	小動一之坪	小動317-1	
16	旭が丘中学校	小動933	
17	寒川浄水場	宮山4185	
18	宮山地域集会場	宮山3906-2	
19	消防第5分団	小谷2-1-4	
20	小谷小学校	小谷4-5-1	
21	消防第7分団	宮山3934-3	
22	堂崎公園	宮山500-26	
23	小谷南	小谷2-3-5	
24	消防第9分団	大蔵835	
25	湘風園	大蔵800	
26	一之宮目久尻	一之宮5-1	

子局 番号	子 局 名 称	設置場所 (地 番)	備 考
27	寒川小学校	宮山934	
28	日産工機望洋寮	岡田5-17-1	
29	菅谷第2公園	岡田7-8	
30	一之宮上河原公園	一之宮4-16	
31	寒川中学校	一之宮3-9-1	
32	旧町営プール	宮山33-2	
33	岡田	岡田972	
34	東守神社	岡田4-17	
35	越の山公園	岡田8-15	
36	一之宮公園	一之宮3-21	
37	寒川駅南口	一之宮1-2	
38	寒川東中学校	岡田718	
39	一之宮下河原	一之宮6-11-1	
40	一之宮小学校	一之宮7-3-1	
41	南小学校	一之宮9-9-1	
42	景観寺	中瀬20	
43	中瀬	中瀬17-5	
44	田端西町	田端954	
45	田端北町	田端929	
46	大曲	大曲3-6	
47	美化センター	田端1578-4	
48	田端南町	田端1338-2	
49	田端地域集会所	田端824	
50	田端東町	田端 289-2	
51	大曲地域集会所	大曲 2-8-18	

寒川町防災行政無線局管理運用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、寒川町地域防災計画に基づき災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し円滑な通信の確保を図るため設置する寒川町防災行政無線局(以下「無線局」という。)の管理運用について、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定局 一定の固定地点間の通信を行う無線局をいう。
- (3) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する設備をいう。
- (4) 固定系遠隔制御局 固定系親局設備を遠隔操作する設備をいう。
- (5) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (6) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として町庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (7) 端末制御局 基地局に有線で接続され、基地局を遠隔操作する設備をいう。
- (8) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載、可搬及び携帯型の無線局をいう。
- (9) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (10) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けかつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成等)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別表のとおりとする。

(無線系の職員)

第4条 無線系に総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、総務部長をもってあてる。

2 総括管理者は、無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、防災安全課長をもってあてる。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理、運用の業務を行い管理者を指揮監督する。

(管理者)

第7条 管理者は、次の各号に掲げる無線局の種類に基づき、当該各号に掲げる者をもってあてる。

(1) 固定系親局及び基地局 防災安全課長

(2) 固定系遠隔制御局 消防署長

(3) 端末制御局及び陸上移動局 設置された課等の長

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該無線局の管理、運用の業務を行い通信取扱責任者を指揮監督する。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、管理者が所属職員のうちから指名する。

2 通信取扱責任者は、管理者の命を受け、所属の無線従事者及び通信取扱者を指揮し、常に当該無線局の運用状況を把握し、かつ、その機能の維持及び保全に努める。

(無線従事者の配置、養成等)

第9条 総括管理者は、無線局の運用に必要な員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(第1号様式)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第10条 無線従事者は、無線設備の操作を行い、無線局業務日誌(移動系)

(第2号様式)及び無線局業務日誌(固定系)(第3号様式)の記載を行う。

2 無線局業務日誌は、毎日、通信取扱責任者、管理者及び管理責任者の査閲を受けるとともに月に1回、総括管理者の査閲を受けるものとする。

3 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第11条 通信取扱者は、管理者が所属職員のうちから指名する。

2 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、当該法令に基づいた無線局の運用を行う。

(備付け書類等の管理)

第12条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管するものとする。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届(第4号様式)に関する書類を整理保管しておくものとする。

(業務報告)

第13条 固定系親局及び基地局に配置された通信取扱責任者は、無線局業務日誌により毎年1月から12月までの期間ごとにその期間中における運用状況を無線局業務日誌抄録(第5号様式)に記載し、翌年の1月20日までに総括管理者に報告しなければならない。

2 総括管理者は、毎年1月から12月までの期間に係る無線局業務日誌抄録を翌年の1月末日までに関東総合通信局長に提出しなければならない。

(無線局の運用)

第14条 無線局の運用方法については別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第15条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次の各号に掲げる保守点検を、当該各号に定める者が責任をもって行うものとする。

- (1) 毎日点検 通信取扱責任者
- (2) 月点検 管理者又は通信取扱責任者
- (3) 年点検 管理責任者

2 前項の保守点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第16条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練 毎年2回以上

(研修)

第17条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者に対して、電波法等関係法令及び無線機の取扱い要領等の研修を行うものとする。

(部外設置の陸上移動局及び固定系子局の管理運用)

第18条 部外に設置する陸上移動局及び固定系子局の管理運用については、別に定める。

(その他)

第19条 この訓令に定めるもののほか、無線局の管理運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 寒川町防災行政用無線局管理運用規程（昭和58年寒川町訓令第3号）は、廃止する。

附 則

3 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

■ 変更箇所

第 2 条 (1 0)

・ 郵政大臣 → 総務大臣

第 5 条

・ 環境経済部長 → 総務部長

第 6 条

・ 町民生活課長 → 防災安全課長

第 7 条 (1)

・ 町民生活課長 → 防災安全課長

第 1 3 条 2

・ 関東電気通信監理局長 → 関東総合通信局長

■ 追加箇所

附 則

この訓令は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

寒川町防災行政用無線局（固定局）運用細則

（趣旨）

第1条 この細則は、寒川町防災行政用無線局管理運用規程（昭和62年寒川町訓令第3号。以下「訓令」という。）第13条及び第17条の規程に基づき、寒川町防災行政用無線局のうち固定局の運用方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この細則で「固定局」、「固定系親局」、「固定系子局」、「無線従事者」、「総括管理者」又は「管理者」とは、それぞれ訓令第2条第2号、第3号、第5号、第10号、第5条又は第7条に規程する固定局、固定系親局、固定系子局、無線従事者、総括管理者又は管理者をいう。

（放送事項）

第3条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害に関すること。
- （2）その他町長が特に必要と定める事項。

（放送の方法）

第4条 放送は、放送の目的等に応じ、次により行うものとする。

- （1）緊急一斉放送
町内全域にわたり一斉に放送するとき。
- （2）一斉放送
固定系子局をA群及びB群に分け、同一の内容を群別に放送時間をずらして、町内全域にわたり放送するとき。
- （3）グループ放送
グループに分けた特定地域のみ放送するとき。
- （4）個別放送
1つの固定系子局の放送範囲の地域に放送するとき。

（放送の種別及び放送時間）

第5条 放送の種別は、緊急放送、一般放送及びメロディー放送とし、それぞれの放送時間は、次の表によるものとする。

緊急放送	必要の都度
一般放送	1月から 3月 … 午後4時35分
	4月から 9月 … 午後5時05分
	10月から12月 … 午後4時35分
	その他、必要の都度
メロディー放送	1月から 3月 … 午後4時30分
	4月から 9月 … 午後5時00分
	10月から12月 … 午後4時30分

(放送の手続き)

第6条 課等の長は、その所管する事務で放送の必要があるとき、放送を希望する2日前までに放送依頼書(別記様式)を管理者に提出するものとする。ただし、緊急のときは、口頭、電話等によることができるものとする。

2 管理者は、前項の放送依頼書が提出されたときは、その内容を検討し、相当と認められたものに限り放送を許可するものとする。

(放送の実施者)

第7条 第5条の規程による緊急放送、一般放送及びメロディー放送は、防災安全課の職員が行なうものとする。ただし、土曜日、日曜日、休日及び夜間等において防災安全課の職員が不在の時は、消防本部に設置されている遠隔制御装置を操作して、消防職員が行うものとする。

(放送の制限)

第8条 総括管理者は、災害の発生その他特に理由があると認めるときは、放送を制限することができる。

(放送の記録等)

第9条 固定系親局の無線従事者は、放送を行ったときは、無線局業務日誌に所定の事項を記載するとともに、放送文を整理しなければならない。

附 則

この細則は、昭和62年3月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成19年9月26日から施行する。

寒川町防災行政用無線局放送要領

(趣旨)

- 1 この要領は、寒川町防災行政用無線局（固定局）運用細則（昭和62年3月26日施行）第4条に規定する一斉放送及びグループ放送並びに第5条に規定する緊急放送及び一般放送に関し必要な事項を定めるものとする。
(一斉放送及びグループ放送)
- 2 一斉放送及びグループ放送は、固定局系子局の区分等に応じ別表に定めるところにより行う。
(緊急放送)
- 3 緊急放送は、次に掲げる事項とし、その目的等に応じて緊急一斉放送、一斉放送、グループ放送及び個別放送により実施する。
 - (1) 地震に関する事項
 - ア 警戒宣言に関する事項
 - イ 地震発生時に関する事項（震度4以上）
 - (2) 水防に関する事項
 - ア 水防警報等で災害が予見される事項
 - イ 台風等の情報で災害が予見される事項
 - (3) 気象警報に関する事項
 - ア 光化学スモッグに関する事項
 - イ 気象警報のうち、管理者（総務部防災安全課長をいう。以下同じ）が必要と認める事項
 - (4) 火災に関する情報で、消防長が必要と認める事項
 - (5) その他緊急を要する事項
 - ア 緊急停電または断水等で町民の生活が著しく阻害されることが予見される事項
 - イ 交通機関または主要道路等の事故等により、町民生活が著しく阻害されることが予見される事項
 - ウ 行方不明、迷子等で人命に係ると判断される事項

(一般放送の範囲)
- 4 一般放送は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 火災予防の周知に関する事項
 - (2) 防災訓練に関する事項
 - (3) 選挙投票日の棄権防止に関する事項
 - (4) 田、畑等の消毒で管理者が必要と認めた事項
 - (5) 野焼等のお知らせで管理者が必要と認めた事項
 - (6) 無線機器の点検又は調整に関する事項
 - (7) 全町民を対象として、町が主催又は委嘱した実行委員会等が主催する行事に関する事項
 - (8) その他町民を対象に告知の必要を認めた事項

(一般放送の方法及び実施)
- 5 一般放送の方法及び実施については、次のとおりとする。
 - (1) 方法
一斉放送を原則とし、放送の内容が特定地域に限られる場合は、グループ放送とする。
 - (2) 実施
管理者は、提出された放送依頼書により、その内容を検討し適当と認めるときは、放送文を録音し、放送内容を確認してから定時に放送するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

附 則

この要領は、昭和 6 2 年 3 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

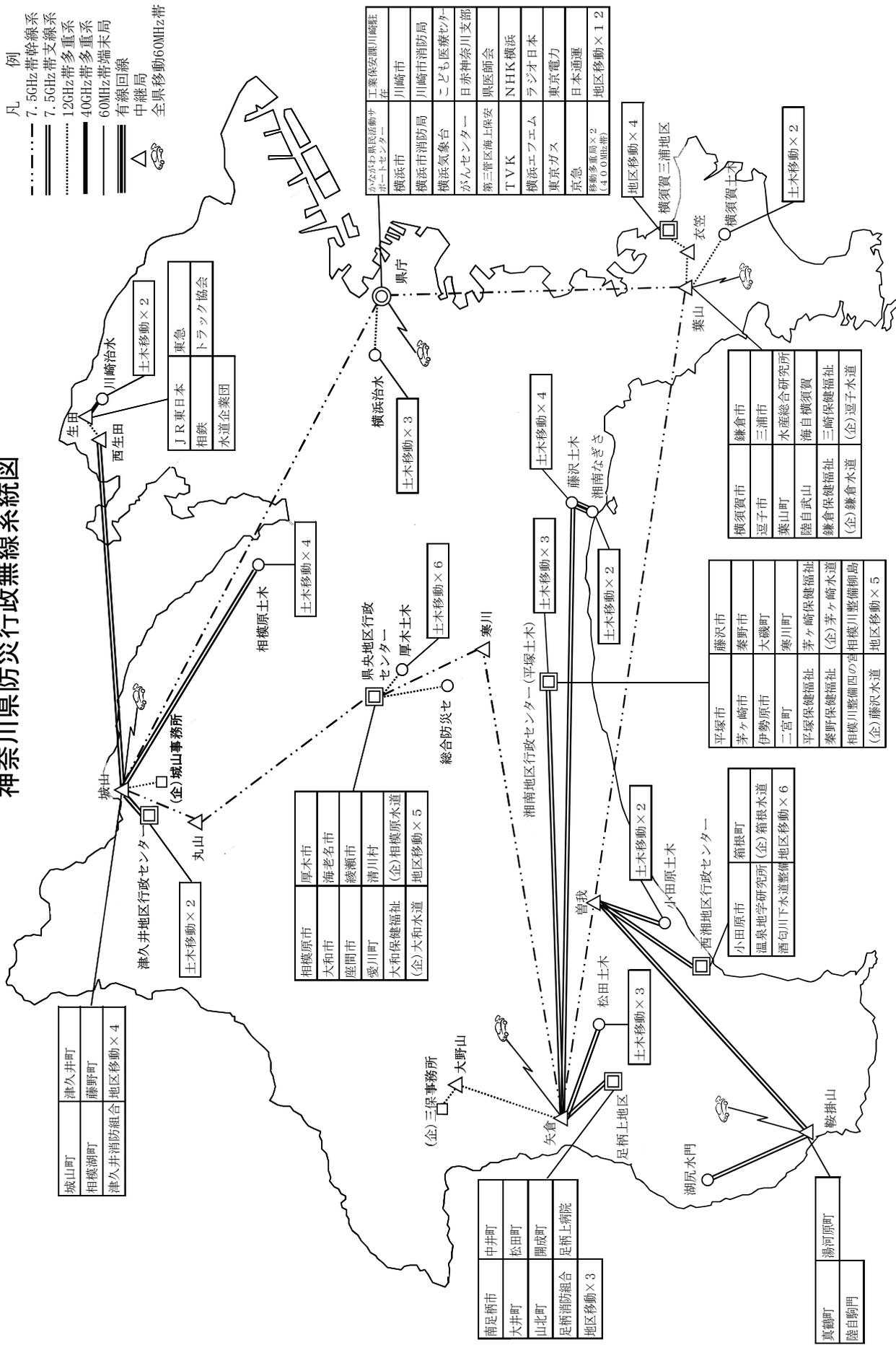
この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

無線ファクシミリ設置場所

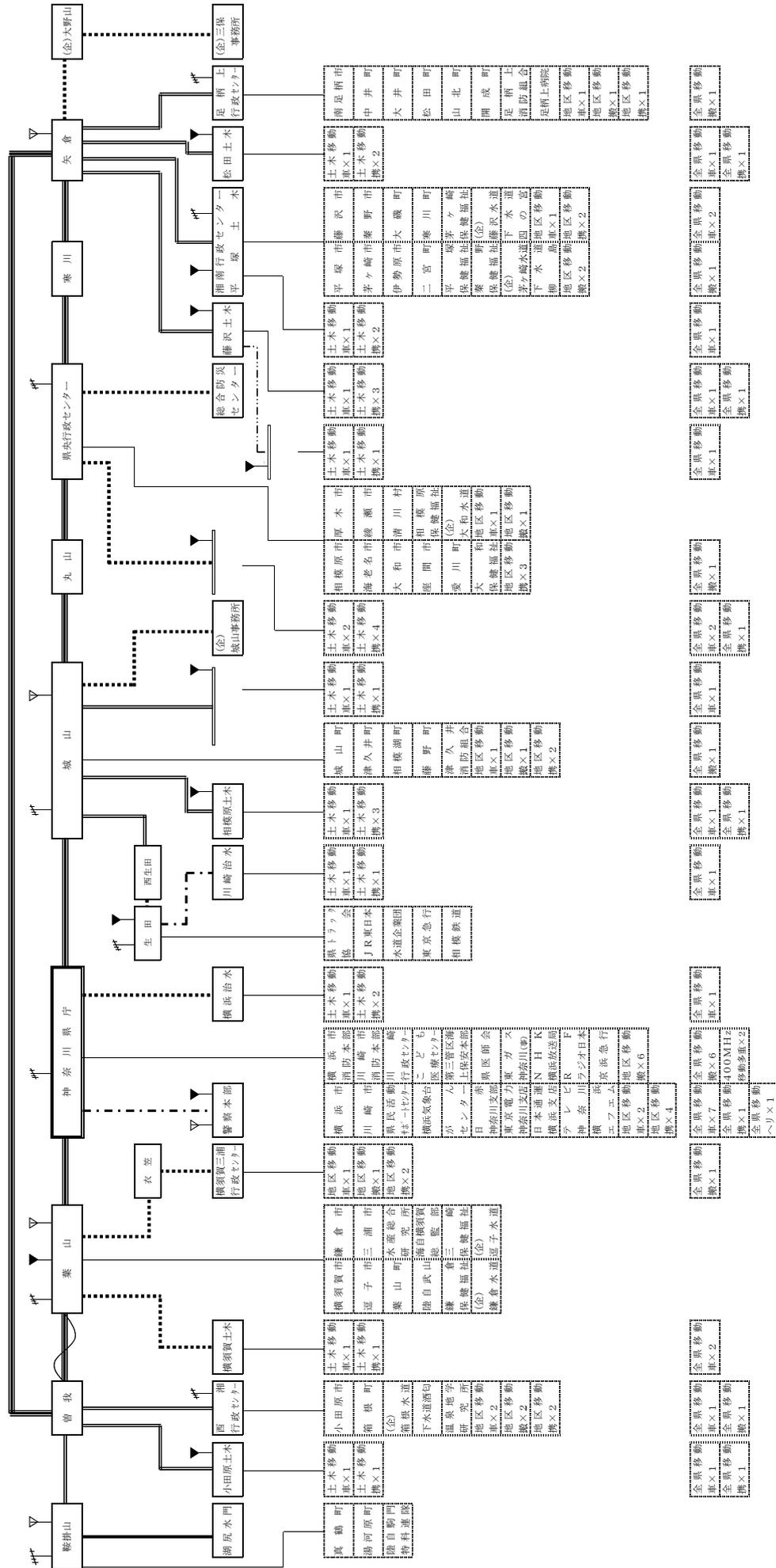
	設置場所	台数	設置場所	台数	台数計
県庁	無線統制室	1	災害対策課	3	6
	保安員室	1	水防本部	1	
県地区行政センター	川崎地区行政センター	1	県央地区行政センター	1	7
	湘南地区行政センター	1	足柄上地区行政センター	1	
	西湘地区行政センター	1	津久井地区行政センター	1	
	横須賀三浦地区行政センター	1			
県土木事務所等	総合防災センター	3	温泉地学研究所	1	17
	横須賀土木事務所	1	平塚土木事務所	1	
	藤沢土木事務所	1	小田原土木事務所	1	
	相模原土木事務所	1	厚木土木事務所	1	
	松田土木事務所	1	津久井土木事務所	1	
	横浜治水事務所	1	川崎治水事務所	1	
	三保ダム管理事務所	1	城山ダム管理事務所	1	
	湘南なぎさ事務所	1			
その他県機関	かながわ県民活動サポートセンター	1	水産総合研究所	1	5
	足柄上病院	1	こども医療センター	1	
	がんセンター	1			
市町村・消防機関	横浜市	2	川崎市	3	58
	横須賀市	2	平塚市	2	
	鎌倉市	1	藤沢市	1	
	小田原市	2	茅ヶ崎市	2	
	逗子市	1	相模原市	2	
	三浦市	2	秦野市	2	
	厚木市	2	大和市	2	
	伊勢原市	2	海老名市	2	
	座間市	2	南足柄市	2	
	綾瀬市	1	葉山町	2	
	寒川町	2	大磯町	1	
	二宮町	1	中井町	1	
	大井町	1	松田町	1	
	山北町	1	開成町	1	
	箱根町	2	真鶴町	1	
	湯河原町	1	愛川町	1	
	清川村	1	城山町	1	
	津久井町	1	相模湖町	1	
	藤野町	1	足柄上消防組合	1	
	津久井郡広域行政組合消防本部	1			
国機関	横浜地方気象台	1	陸上自衛隊第一教育団	1	5
	陸上自衛隊第一特科連隊	1	海上自衛隊横須賀地方総監部	1	
	第三管区海上保安本部	1			
合 計					98

神奈川県防災行政無線系統図

- 凡 例
- 7.5GHz帯幹線系
 - ==== 7.5GHz帯支線系
 - 12GHz帯多重系
 - ===== 40GHz帯多重系
 - ===== 60MHz帯端末局
 - ===== 有線回線
 - △ 中継局
 - △ 全県移動60MHz帯



神奈川県防災行政無線回線構成図



凡例

- 7.50MHz帯幹線系 (中容量)
- 7.50MHz帯多方向系 (小容量)
- 7.50MHz帯対向系 (小容量)
- 12GHz帯対向系
- 60MHz±土木及び警備用系
- 有線系

スペースタイムインターシャ이어
 400MHz帯系
 端末系親局
 全県移動基地局
 土木移動基地局

消 防 無 線

ア 消防波

150, 29MHz (市町村波) 152, 77MHz (県内共通波)
 150, 73MHz (全国共通波1) 148, 75MHz (全国共通波2)
 154, 15MHz (全国共通波3)

区 分	設置場所	呼出名称	出 力
基地局	消 防 本 部 通 信 室	しょうぼうさむかわ	10W
移動局	指 令 車	さむかわしれい1	10W
	〃	さむかわしれい2	5W
	消 防 自 動 車	さむかわすいそう1	10W
	〃	さむかわポンプ1	5W
	〃	さむかわかがく1	5W
	救 助 工 作 車	さむかわきゅじょ1	10W
	指 揮 車	さむかわぼうさい1	10W
	資 機 材 運 搬 車	さむかわぼうさい2	10W
	携 帯	さむかわ 101	5W
	〃	さむかわ 110	
	〃	さむかわ 201	5W
	〃	さむかわ 202	
〃	さむかわ 202		

イ 救急波

146, 04MHz (送信) 142, 04MHz (着 信)

区 分	設置場所	呼出名称	出 力
基地局	消 防 本 部 通 信 室	きゅうきゅうさむかわ	10W
移動局	高 規 格 救 急 車	きゅうきゅうさむかわ1	10W
	〃	きゅうきゅうさむかわ2	10W
	〃	きゅうきゅうさむかわ3	10W

姉妹都市災害時相互支援協定

寒河江市と寒川町は、いずれかの区域において災害が発生した場合、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の支援体制について、次のとおり協定を締結する。

（支援の種類）

第1条 支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- （4）消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）ボランティアの斡旋
- （6）児童生徒の受け入れ
- （7）被災者に対する住宅の斡旋
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（支援要請の手続き）

第2条 支援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により支援を要請し、その後速やかに支援要請文書を提出するものとする。

- （1）災害の種類及び状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる支援を要請する場合にあつては物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる支援を要請する場合にあつては、職員の種類別人員
- （4）支援場所及び支援場所への経路
- （5）支援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主支援）

第3条 被災市町の支援要請がない場合であっても収集した情報に基づき必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、支援を行うことができるものとする。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の適格が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- （1）寒河江市生活環境課長
- （2）寒川町環境経済部町民生活課長

(指揮権)

第5条 支援活動に従事する支援職員等は、被災市町の災害対策本部長等の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 支援に要する経費は、原則として支援を行う市町の負担とする。

(資料の交換)

第7条 この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、両市町が協議して決定するものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成8年2月29日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 8 年 2 月 29 日

寒 川 町 長

藤 沢 賢 一

寒 河 江 市 長

佐 藤 誠 六

湘南地区災害時職員相互派遣 に関する協定書

平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町（以下「湘南市町」という。）は、大規模な地震災害が発生した場合に、避難対策等の初期における災害応急対策を円滑に遂行するため、職員の相互派遣に関して次のとおり協定を締結する。

（派遣の内容）

第1条 湘南市町は、湘南市町において大規模な地震災害が発生した場合には、災害の状況により市外・町外居住職員を当該職員の居住する湘南市町に設置される避難所等に派遣するものとする。

（派遣対象職員）

第2条 派遣対象職員は、湘南市町に勤務する者のうち、勤務先以外の湘南市町に居住する職員であって、あらかじめ指定された者とする。

（派遣期間）

第3条 派遣する期間は、災害発生の日から原則として2日以内とする。なお、3日以降については、相互の市町の協議とする。

（判断基準）

第4条 第1条による職員の相互派遣は、大規模な地震災害が発生し、交通機関の途絶等により勤務地（勤務先市町の職員初動体制に基づき参集を義務づけられている避難所等を含む。以下、同じ。）への参集が著しく困難な場合に行うものとする。

（指揮権）

第5条 派遣された職員は、それぞれ派遣先の市町の災害対策本部長等の指揮の下に行動するものとする。

（応援の事後処理）

第6条 派遣を受けた市町は、次に掲げる事項を明らかにした文書を関係市町に提出するものとする。

(1) 派遣を受けた職員名、期間及び従事した業務

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(資料の交換)

第7条 湘南市町は、この協定に基づく職員の派遣が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、湘南市町が協議して決定するものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成8年8月21日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書を8通作成し、各市町は記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年8月21日

平塚市長 吉野稜威雄

藤沢市長 山本捷雄

茅ヶ崎市長 根本康明

泰野市長 二宮忠夫

伊勢原市長 堀江侃

寒川町長 藤沢賢一

大磯町長 石井宣和

二宮町長 西山善徳郎

湘南地区災害時職員相互派遣 に関する協定の申合せ事項

この申合せ事項は、「湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、職員の相互派遣に関する必要事項等を定める。

（派遣対象職員）

第1条 協定書第2条による派遣対象職員は、湘南市町の市役所・町役場に勤務する職員とする。

ただし、次の職員は除く。

- （1）平常時において、現在の勤務地まで自転車で通勤した場合の所要時間が1時間未満の職員
- （2）係長クラス以上の職員
- （3）消防、医療を担当する所属の職員
- （4）災害対策本部事務局要員

（派遣対象職員の登録）

第2条 協定書第2条による派遣対象職員の指定は、派遣対象職員名簿への登載をもって行うものとし、派遣される避難所等の指定をあわせて行うものとする。

（業務内容）

第3条 協定書第2条による派遣対象職員は、あらかじめ指定された避難所等で避難所運営等の業務に従事する。

（派遣職員の服務）

第4条 協定書に基づく職員の派遣の取扱いについては、派遣を行う市町の定めるところによる。

（災害補償）

第5条 派遣対象職員が、避難所運営等の業務により死亡・負傷若しくは疾病にかかった場合及びその負傷・疾病により障害を有するに至った場合の本人又は

その遺族に対する災害補償の取扱い事務は、派遣する市町が行う。

(資料の交換)

第6条 協定書第7条による情報や資料の交換は、年1回以上行う。なお、人事異動又は居住地の変更により派遣対象職員の指定に加除が生じたときは、速やかに指定先市町へ報告する。

(連絡責任者)

第7条 前条及び協定書第6条から第7条に規定する事項の連絡については、各市町の連絡責任者を通じて行う。

2 前項の連絡責任者は各市町の防災担当の課長等をもって充てる。

3 協定書及びこの申合せ事項を運用するために必要のある場合は、連絡責任者会議を開催することができる。

(防災訓練への参加)

第8条 湘南市町は、防災訓練等の実施に際して、派遣対象職員の参加を依頼できるものとし、依頼を受けた市町は、できる限り派遣対象職員の参加に配慮する。

(その他)

第9条 この申合せ事項に定めのない事項又はこの申合せ事項に定める事項に疑義が生じたときは、湘南市町が協議して決定する。

(適用)

第10条 この申合せ事項は、平成8年8月21日から適用する。

災害時相互応援協定書

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町は、それぞれの地域において災害が発生した場合、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応急対策及び復旧対策の応援（以下「応援」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の斡旋
- (7) 前各号の規定に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号の規定に掲げる応援を要請する場合には、物資等の品名数量等
- (3) 前条第4号の規定に掲げる応援を要請する場合には、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号の規定に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市町は、極力これに応ずるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する市町の負担とする。

2 応援を要請する市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、応援を要請する場合は、応援を要請された市町は、一時立替支弁するものとする。

(資料の交換)

第5条 各市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、2市1町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成8年11月15日

藤沢市朝日町1番地1
藤沢市

藤沢市長 山本捷雄

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長 根本康明

寒川町宮山165番地
寒川町

寒川町長 藤沢賢一

災害時等における相互応援協力に関する協定書

海老名市、座間市、綾瀬市及び寒川町は、それぞれの地域において災害が発生した場合、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援協力の種類)

第1条 応援協力の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 警戒宣言発令時の駅滞留者の一時保護及びその他の必要な措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援協力要請の手続)

第2条 応援協力を要請する市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害等の状況
- (2) 前条第1号から第4号の規定に掲げる応援協力を要請する場合には、物資等の品名、数量、職員の職種及び人員
- (3) 応援協力場所及び応援協力場所への経路
- (4) 応援協力の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援協力の実施)

第3条 応援協力の要請を受けた市町は、可能な範囲においてこれに応じなければならない。

(応援協力経費の負担)

第4条 応援協力を要した経費は、原則として応援協力を要請した市町の負担とする。ただし、各市町の協議によっては、負担割合を変更することができる。

- 2 応援協力を要請する市町から前項に規定する経費を支弁するいとまがなく応援協力の要請があった場合は、応援協力を要請された市町が一時立替えて、支弁するものとする。

(災害補償等)

第5条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

- 2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援協力業務の従事中に生じたものについては派遣を要請した市町が、応援協力場所への往復経路中に生じたものについては、応援協力を行う市町が賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第6条 各市町は、この協定に基づき応援協力が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料や情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町が協議して定めるものとする。

(施行日)

第8条 この協定は、平成19年3月28日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書を4通作成し、押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年 3月28日

海老名市勝瀬175番地の1
海老名市

海老名市長 内野 優

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市

座間市長 星野 勝司

綾瀬市早川550番地
綾瀬市

綾瀬市長 笠間 城治郎

寒川町宮山165番地
寒川町

寒川町長 山田 文夫

寒川建設業協会との災害応急対策 に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と寒川建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応援職員の協力及び応急対策に必要な資材、機材の調達について次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策を実施するため、乙所属の建設業者応援職員の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、応援職員の協力及び資材、機材の調達を要請するものとする。

（協力の範囲）

第2条 協力の範囲は、応急仮設住宅の建設及び公共施設の応急修理、緊急道路の確保、道路障害物の除去等の作業及びこれに要する資材、機材の調達とする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に規定する応援職員等の協力を要請するときは、災害の状況及び場所、応急対策の内容、応援職員の数並びに資材、機材の調達について文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請を行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（応急対策の協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに応援職員を出動させ、資材、機材を調達し、甲の指示に従い、応急対策に協力させるものとする。ただし、甲の指示が受けられない場合は、応援職員自ら甲の要請に基づいて応急対策を実施するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条に規定する応急対策が完了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告する者とする。

- (1) 応急対策の実施場所及び内容
- (2) 応援職員の氏名及び従事時間
- (3) 応急対策に使用した資材、機材の種別及び数量並びに稼働時間
- (4) その他町長が必要と認めた事項

（経費負担）

第6条 第4条に規定する応急対策の協力及び資材、機材の調達に係る経費は、甲が負担するものとし、乙の正当な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請により出動した応援職員が応急対策に協力中、災害を受けた場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）に基づいて甲が補償するものとする。

(その他)

第8条 この規定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成9年1月17日

甲 寒川町宮山165番地

寒 川 町

寒川町長 藤 沢 賢 一

乙 寒川町宮山923番地7

寒川建設業協会

会 長 中 澤 和 己

災害時機械等賃貸借確認書

寒川町と寒川建設業協会との災害応急対策に関する協定書に基づき、寒川町（以下「甲」という。）と寒川建設業協会（以下「乙」という。）との間において土木機械等の賃貸借について次のとおり確認する。

第1条 災害時における町遭等の維持確保を目的とする。

第2条 乙は、協定書第4条に掲げる機械等を甲に賃貸する。

第3条 賃貸借金は、その都度甲乙協議して算出するものとする。なお、取引に係わる消費税額は、消費税法第29条（昭和63年法律第108号）及び地方税法第72条の83項（昭和25年法律第226号）規定により算出したものとする。

2 賃貸借金は、正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

第4条 出動に要する燃料及び横紙等の故障その他一切の費用については、乙の負担とする。

第5条 この契約において、甲乙間に紛争が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この確認書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成9年1月17日

甲 寒川町宮山165番地
寒川町

寒川町長 藤 沢 賢 一

乙 寒川町宮山923番地7
寒川建設業協会

会 長 中 澤 和 巳

災害時における相互応援に関する覚書

寒川郵便局長（以下「甲」という。）及び寒川町長（以下「乙」という。）は、寒川町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、寒川町内の郵便局及び寒川町が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、寒川町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保契の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 郵便局又は寒川町が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (3) その他必要に応じ前記(1)及び(2)に定めのない事項で協力できるものとする。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（災害情報等連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 寒川町内の郵便局は、地震その他の災害に備え町内各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じ情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては、寒川郵便局総務課長、乙においては寒川町環境経済部町民生活課長とする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 9年 6月 2日

(甲) 寒川町宮山187番地

郵政省 寒川郵便局

寒川郵便局長 杉野茂

(乙) 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 藤沢賢一

災害時防災拠点応援活動に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と寒川町婦人会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、寒川町地域防災計画に基づき災害時における甲が行う災害応急復旧活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲は、次の事項を乙に協力を要請することができる。

- (1) 防災拠点で甲が行う救助及び救護活動の応援に関すること。
- (2) 避難所等での炊出し及び救援物資の配分等に関すること。
- (3) 被災地域の情報収集等に関すること。
- (4) その他必要に応じ協力できること。

（協力要請）

第3条 甲は乙に協力を要請するときは、日時、場所及び要請内容を明記し、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、協力するよう努めなければならない。

（指揮命令）

第5条 災害時における乙の応援活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指名する者が行うものとする。

（合同訓練）

第6条 乙は、甲の実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(協定期間)

第8条 この協定は、平成10年1月19日から効力を発生し、甲乙なんら意思表示がないときは、継続されたものとみなす。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年1月19日

甲 寒川町宮山165番地

寒 川 町

寒川町長 藤 沢 賢 一

乙 寒川町倉見2417番地の1

寒川町婦人会

会 長 寺 本 波 津 子

災害時におけるLPガスの災害 対策資機材などの提供及び応援 要員の派遣に関する協定書

寒川町長藤沢賢一（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他災害が発生した場合において、LPガス災害対策資機材等の提供及び応援要員の派遣を速やかに実施するために、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時におけるLPガス災害対策が対応できない場合は、乙に対してLPガス災害対策資機材等の提供及び応援要員の派遣を要請することができるものとする。

2 甲は、乙の協力が必要なときは、乙に対し文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請するものとする。

（体制づくり）

第2条 乙は、甲から前条第2項の要請を受けたときは、業務上支障がない限り速やかに適切な対応ができるよう体制を整備しておくものとする。

（作業の内容）

第3条 災害対策の作業内容は、甲の災害対策作業基準に定められたものとする。

（機材の範囲）

第4条 災害対策資機材等の範囲は、甲の災害対策資機材チェックリストに定められたものとする。

（補 償）

第5条 災害対策活動中応援要員が負傷・死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法の適用がない場合には、別に定める保険を適用するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、防災訓練等の協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては災害対策本部事務局長、乙においては社団法人神奈川県エルピーガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会長とし、災害時の緊急連絡体制については別に定めておく。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成10年1月19日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年1月19日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 藤沢賢一

乙 茅ヶ崎市共恵1丁目6番25号

(社)神奈川県エルピーガス協会
湘南支部茅ヶ崎・寒川部会

部会長 脇時弘

被害状況報告書

発信者

日 時 年 月 日 () 午前・後 時 分 頃

場所 (地域) 寒川町 番地 付近

被害状況

人的被害

家屋の被害

災害の被害

道路・交通

通 信

電気・ガス・水道

その他 (がけ崩れ・津波・液状化現象等)

災害時における 広域活動拠点に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と日鉱金属株式会社倉見工場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定書は、寒川町地域防災計画に基づき災害時における甲が行う災害応急活動等に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 甲は、次の事項を乙に協力を要請することができる。

- (1) 周辺地域住民への避難場所としての施設の提供に関する事
- (2) 警察及び消防等県外応援機関の活動拠点としての施設の提供に関する事
- (3) その他必要に応じ協力できる事

（協力要請）

第 3 条 甲は、乙に協力を要請するときは、日時、場所及び要請内容を明確にし、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（原状復帰）

第 4 条 災害時において甲は乙の所有する施設を使用した場合、その用を終えたとき、その施設を速やかに原状に復するものとする。

（連絡調整）

第 5 条 災害時における乙の応援活動に関する連絡調整は、甲が指名する者が行うものとする。

（連絡責任者）

第 6 条 この協定に関する連絡責任者及び災害時の緊急連絡体制については別に定めておく。

（協 議）

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（協定期間）

第 8 条 この協定は、平成 10 年 9 月 1 日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別

の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年 9月 1日

甲 寒川町宮山165番地

寒 川 町

寒川町長 藤 沢 賢 一

乙 寒川町倉見3番地

日鉱金属株式会社倉見工場

取締役工場長 大 木 和 雄

災害時における 広域活動拠点に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と宗教法人寒川神社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定書は、寒川町地域防災計画に基づき災害時における甲が行う災害応急活動等に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、次の事項を乙に協力を要請することができる。

- (1) 周辺地域住民への避難場所としての施設の提供に関する事
- (2) 警察及び消防等県外応援機関の活動拠点としての施設の提供に関する事
- (3) その他必要に応じ協力できる事

（協力要請）

第3条 甲は、乙に協力を要請するときは、日時、場所及び要請内容を明確にし、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（原状復帰）

第4条 災害時において甲は乙の所有する施設を使用した場合、その用を終えたとき、その施設を速やかに原状に復するものとする。

（連絡調整）

第5条 災害時における乙の応援活動に関する連絡調整は、甲が指名する者が行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者及び災害時の緊急連絡体制については別に定めておく。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（協定期間）

第8条 この協定は、平成10年9月1日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年 9月 1日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 藤 沢 賢 一

乙 寒川町宮山3916番地

宗教法人寒川神社

宮 司 多 田 一 馬

災害時における 広域活動拠点に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と東洋通信機株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定書は、寒川町地域防災計画に基づき災害時における甲が行う災害応急活動等に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、次の事項を乙に協力を要請することができる。

- (1) 周辺地域住民への避難場所としての施設の提供に関する事
- (2) 警察及び消防等県外応援機関の活動拠点としての施設の提供に関する事
- (3) その他必要に応じ協力できる事

（協力要請）

第3条 甲は、乙に協力を要請するときは、日時、場所及び要請内容を明確にし、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（原状復帰）

第4条 災害時において甲は乙の所有する施設を使用した場合、その用を終えたとき、その施設を速やかに原状に復するものとする。

（連絡調整）

第5条 災害時における乙の応援活動に関する連絡調整は、甲が指名する者が行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者及び災害時の緊急連絡体制については別に定めておく。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（協定期間）

第8条 この協定は、平成10年9月1日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年 9月 1日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 藤 沢 賢 一

乙 寒川町小谷2丁目1番1号

東洋通信機株式会社

相模地区責任者常務取締役
磯 部 修 一

災害時における広域活動拠点に関する協定書 の一部を変更する協定書

平成10年9月1日寒川町（以下「甲」という。）と東洋通信機株式会社（以下「乙」という。）との間に締結した災害時における広域活動拠点に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

柱書中、「東洋通信機株式会社」を「エプソントヨコム株式会社」に改める。

この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するためこの協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成21年 4月 1日

甲 寒川町宮山165番地

寒 川 町

寒川町長 山 上 貞 夫

乙 寒川町小谷2丁目1番1号

エプソントヨコム株式会社

湘南事業所管理者

門 馬 哲

災害時における 広域活動拠点に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と日産工機株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定書は、寒川町地域防災計画に基づき災害時における甲が行う災害応急活動等に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、次の事項を乙に協力を要請することができる。

- (1) 周辺地域住民への避難場所としての施設の提供に関する事
- (2) 警察及び消防等県外応援機関の活動拠点としての施設の提供に関する事
- (3) その他必要に応じ協力できる事

（協力要請）

第3条 甲は、乙に協力を要請するときは、日時、場所及び要請内容を明確にし、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（原状復帰）

第4条 災害時において甲は乙の所有する施設を使用した場合、その用を終えたとき、その施設を速やかに原状に復するものとする。

（連絡調整）

第5条 災害時における乙の応援活動に関する連絡調整は、甲が指名する者が行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者及び災害時の緊急連絡体制については別に定めておく。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（協定期間）

第8条 この協定は、平成10年9月1日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年 9月 1日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 藤 沢 賢 一

乙 寒川町岡田6丁目6番1号

日産工機株式会社

取締役社長 大 村 次 郎

災害時における

飲料水の調達に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）とキリンビバレッジ株式会社湘南工場（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他災害が発生した場合において、応急必需飲料水（以下「飲料水」という。）を甲が確保するため、次のとおり協定を締結する。

（飲料水の範囲）

第1条 飲料水の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 飲料水
- （2） 清涼飲料水

（飲料水調達の要請）

第2条 甲は、災害時において飲料水の確保が必要であると認めたときは、乙に対し、飲料水の調達を要請するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に規定する飲料水の調達を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その事項を甲に連絡するものとする。

（飲料水の価格及び支払い）

第5条 飲料水の引取価格は、災害発生時における適正な価格とし、その代金は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（飲料水の引渡場所）

第6条 飲料水の引渡場所は、乙が指定するものとし、甲の派遣する職員が確認のうえ、これを引き取るものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成10年9月1日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年 9月 1日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 藤 沢 賢 一

乙 寒川町倉見1620番地

キンビバレッジ株式会社湘南工場

取締役工場長 下 見 彬

災害時における

応急必需食糧の調達に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と敷島製パン株式会社湘南工場（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他災害が発生した場合において、応急必需食糧（以下「食糧」という。）を甲が確保するため、次のとおり協定を締結する。

（食糧の範囲）

第1条 食糧の範囲は、次のとおりとする。

- （1） パン
- （2） 菓子類

（食糧調達の要請）

第2条 甲は、災害時において食糧の確保が必要であると認めたときは、乙に対し、食糧の調達を要請するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に規定する食糧の調達を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その事項を甲に連絡するものとする。ただし、乙はその要請により自己業務に支障をきたすと判断したときは、協議のうえ業務に支障のない範囲で要請に応じるものとする。

（食糧の価格及び支払い）

第5条 食糧の引き取り価格は、災害発生時の当該地域における標準卸売価格とし、その代金は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲が乙に支払うものとする。

（食糧の引渡場所）

第6条 食糧の引渡場所は、乙が指定するものとし、甲の派遣する職員が確認のうえ、これを引き取るものとする。

(パン箱の管理)

第7条 甲は責任をもってパン箱を乙に速やかに返却するよう甲の職員に指示徹底させるとともに、パン箱の紛失防止の管理に努めるものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成10年9月1日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年 9月 1日

甲 寒川町宮山165番地

寒 川 町

寒川町長 藤 沢 賢 一

乙 寒川町一之宮7丁目9番1号

敷島製パン株式会社パスコ湘南工場

工場長 加 藤 定 俊

応急給水支援に関する覚書

神奈川県企業庁（以下「甲」という。）と寒川町（以下「乙」という。）は、地震災害時において、他の都県市水道事業体による応急給水支援を受ける場合の取扱いについて、次のとおり定めるものとする。

（応急給水の支援要請）

第1条 乙は地震災害により、応急給水の支援を必要とする場合は、甲に文書により要請するものとする。ただし、口頭での要請も可能とし、後日、文書により提出するものとする。

要請を受けた甲は、他の都県市水道事業体へ支援要請するものとする。

なお、甲は、水道施設に大規模な被害が発生していることが認められるなど、緊急を要する場合は、乙による要請がなくても他の都県市水道事業体へ支援要請できるものとし、後日、乙は文書により提出するものとする。

（応急給水計画）

第2条 甲と乙は協同して、応急給水が的確・迅速に対応できるよう、事前に応急給水計画書を作成するものとする。

（応援事業体の支援）

第3条 甲は、前条で作成した応急給水計画書に基づき、他の都県市水道事業体の応急給水活動を支援するものとする。

（応援経費）

第4条 乙は、原則として他の都県市水道事業体が応急給水活動に要した経費を負担するものとする。

なお、乙が負担する経費の詳細については、乙と他の都県市水道事業体と別途定めるものとする。

（宿泊場所の確保、食糧の供給）

第5条 乙は、原則として他の都県市水道事業体の宿泊場所・駐車スペースの確保、食糧の供給に努めるものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成17年 9月 1日

甲 神奈川県公営企業管理者
企業庁長 石 田 稔

乙 寒川町
寒川町長 山 田 文 夫

地震等大規模災害時における被災建物の 解体撤去等に関する協定書

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における被災した建物の解体撤去等に関し、寒川町（以下「甲」という。）が、社団法人 神奈川県建物解体業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊、焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、甲が自らの責任において及び所有者の意向をうけ実施する次の各号の事業（以下「解体撤去等」という。）について、次条の手続きにより乙に協力を要請する。

- (1) 被災した建物の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 前各号に伴う必要な措置

2 乙は、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力する。

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、乙への協力要請に当っては、次の各号に掲げる事項を記載した文書を持って乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要な事項

(解体撤去等の実施)

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、解体撤去等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(報告)

第6条 乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書を持って甲に報告する。

- (1) 実施内容
- (2) その他の必要な事項

(費用の負担)

第7条 乙が第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担する。

(災害補償)

第8条 乙は、第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等により行う。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する業務窓口は、甲においては寒川町町民部防災交通課とし、乙においては社団法人神奈川県建物解体業協会事務局とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印して各自1通を保有するものとする。

平成15年 2 月 2 6 日

(甲) 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
寒川町

寒川町長 山 田 文 夫

(乙) 神奈川県横浜市中区常盤町2丁目11番地
社団法人 神奈川県建物解体業協会

会 長 浦 山 三 郎

緊急放送の運用に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と藤沢エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、寒川町における災害の発生又は発生する恐れがある場合の緊急放送を確保し、災害発生の予防又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 災害とは、地震、台風、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象、又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 緊急放送とは、前条の目的を達成するために、甲は乙の承諾を得ることなく乙の所有する放送施設を使用して行うもので、他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（運用）

第3条 緊急放送の運用にあたっては、次のとおりとする。

- (1) 甲は、前条第1号に定める事態が生じた場合に、放送番組に緊急放送を行うことができる。
- (2) 甲は、緊急放送を終了したときは、乙にその旨を連絡する。
- (3) 甲は、緊急放送を実施したときは、実施日時、放送内容を文書により速やかに乙に報告する。
- (4) 甲及び乙は、協議の上試験放送を実施することができる。

（協力の要請）

第4条 甲は、寒川町内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、乙に対して文書を持って協力を要請し、緊急を要するときは、電話等にて要請するものとする。

なお、甲に対して乙から情報提供の要請を求められたときも同様とする。

（結果の責任）

第5条 緊急放送の実施に伴う社会的影響については、甲の責任とする。

(協議)

第6条 この協定に定めない事項、又は疑義を生じたときは、甲乙双方が誠意を持って協議の上解決にあたるものとする。

(協定の改訂)

第7条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改訂することができる。

(期間)

第8条 この協定書の効力は、締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、甲又は乙から異議申し立てがない場合は、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年4月6日

甲 高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 山田文夫

乙 藤沢市藤沢573番地2
藤沢エフエム放送株式会社
代表取締役社長 山田秀幸

災害救助犬の出動に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）とNPO法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）は、災害救助犬の出動に関し次のとおり協定する。

（業務内容）

第1条 この協定による業務は、寒川町内の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動が必要であると認めた人命捜索活動とする。

（出動要請）

第2条 甲は、人命捜索活動のため災害救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 災害救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び捜索範囲などを考慮し、その都度甲乙で協議するものとする。

3 乙は、第1項の規定による出動要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、災害救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務等の実施）

第3条 会員は、災害救助犬とともに出動したときは、甲の現場指揮責任者の指揮のもとに人命捜索活動を行うものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、甲の現場指揮責任者が人命捜索活動の終了を告げたとき、または災害救助犬による人命捜索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用請求及び支払）

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用を請求するものとする。

（災害現場等における損害等）

第6条 この協定に基づく会員並びに災害救助犬の業務及び訓練等に伴って生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、乙及び会員の責任において負担するものとする。

（会員等の名簿提出）

第7条 乙は、甲に毎年1回、会員及び災害救助犬の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を登録しておくものとする。ただし、乙は会員等に異動があったときは、その都度甲に通知するものとする。

(連絡会)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に運用するため、必要の都度、連絡会を開催するものとする。

(防災訓練等への参加)

第9条 乙は、甲が主催する防災訓練に参加することができる。

(協議)

第10条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年 7月31日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 山 田 文 夫

乙 神奈川県藤沢市葛原766番地1
特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会
理事長 村 瀬 英 博

「災害救助犬の出動に関する協定書」実施細目

この実施細目は、災害救助犬の出動に関する協定書（平成18年7月31日締結。以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、寒川町（以下「甲」という。）とNPO法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

1 出動対象災害等

甲が乙に出動要請する災害等は、次の場合とする。

- (1) 地震による建物等の倒壊等により人命捜索活動が必要な災害
- (2) 建築物等の倒壊等により人命捜索活動が必要な災害
- (3) 土砂崩れ等により人命捜索活動が必要な災害
- (4) その他人命捜索活動が必要な災害

2 出動要請

甲は、協定第2条に規定する出動を要請するときは、次に掲げる事項を明示して、文書または電話等により行うものとする。ただし、乙との連絡が取れない場合は、甲は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対して直接要請することができるものとする。この場合、甲は速やかにその旨を乙に連絡するものとする。

- (1) 災害種別、場所及びその概要
- (2) 出動場所
- (3) 連絡、誘導担当者の所属、氏名
- (4) その他要請に必要な事項

3 連絡事項

乙は、協定第2条に基づく出動の要請を受け、出動態勢が整ったときは、次に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 責任者の氏名
- (2) 出動人員
- (3) 災害救助犬の頭数
- (4) 出動時間及び到着予定時間
- (5) その他必要な事項

4 連絡先

甲、乙の連絡先は次のとおりとする。

(1) 寒川町〔甲〕

- ・勤務時間内（月曜日～金曜日 8：30～17：00、祝祭日は除く）

防災交通課

電 話 0467（74）1111

ファックス 0467（74）9141

- ・勤務時間外（上記以外）

消防本部通信司令室

電 話 0467（75）8000

ファックス 0467 (75) 9119

(2) NPO 法人救助犬訓練士協会〔乙〕

・勤務時間内（月曜日から金曜日 9：30～17：30、祝祭日は除く）

事務所

電 話 0466 (48) 4399

ファックス 0466 (48) 7648

・勤務時間外

上記と同じ

5 連携活動

甲及び乙は、協定第3条の規定による訓練等を通じて、円滑な救助活動が実施できるように努めるものとする。

6 活動状況の通知

乙は、出動隊の帰所後速やかに、甲に対して次の事項を別記様式により通知するものとする。

(1) 出動部隊（災害救助犬の頭数、人員、車両）

(2) 活動時間経過

(3) 活動内容

(4) その他必要な事項

7 費用の請求及び支払

(1) 乙は、前6に基づき活動状況を甲に通知するとともに、協定第5条により費用を請求するものとする。

(2) 甲は、乙から通知があった場合、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとし、甲は乙の正当な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(3) 訓練等に係る細部については、その都度協議するものとする。

8 協議

この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この実施細目は、協定第11条に基づき作成されたものであり、各自1通を保有するものとする。

別記様式

平成 年 月 日

寒川町長様

住所
団体名
代表者

印

通 知 書

災害救助犬の出動に係る活動概要は、次のとおりです。

災害発生場所：

活動年月日	出動部隊	出動時間(計)	活動内容
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分～ 時 分 (計) 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分～ 時 分 (計) 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分～ 時 分 (計) 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分～ 時 分 (計) 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分～ 時 分 (計) 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分～ 時 分 (計) 時 分	

※出動時間欄は、出勤から帰着までの時間（現地に宿泊する場合は、活動終了時間）

社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部 との災害応急対策に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、寒川町内に地震、風水害その他による災害（武力攻撃災害等を含む。以下「災害」という。）が発生した場合において、寒川町（以下「甲」という。）が社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部（以下「乙」という。）に対し、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時において、乙が所有する資機材を利用して行う被災者救援、障害物除去、その他甲が必要と認める業務で、かつ乙が対応可能な業務とする。

2 平常時においても乙は地域で行われる防災訓練等にできる限り協力するとともに、地域の防災力の強化に積極的に協力すること。

(要請)

第3条 甲は、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務の必要があると認めるときは、乙に対しその業務を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(手続)

第4条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 協力内容
- (3) 場所
- (4) 人員
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第5条 乙は、前2条の規定により業務を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 業務に従事した人員
- (2) 場所
- (3) 時間
- (4) 協力内容

(5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 この協定に基づき甲が要請し、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生時直前の適正な価格とする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、原則としてその賠償の責に負うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づく業務の従事中の者が、その者の責めに帰することができない理由により死亡し又は負傷したときは、甲は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）を準用するものとする。

ただし、他の法令により療養その他給付又は補償を受けたときは、その補償額の限度において災害補償の責めを免れる。

(状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、報告を求めることができるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は寒川町防災安全課長とし、乙の連絡責任者は社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意志を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月13日

甲 寒川町宮山165番地
寒川町

寒川町長 山上貞夫

乙 茅ヶ崎市円蔵1307番地
社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部

支部長 栗栖秀之

年 月 日

要 請 書

社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部
支部長 様

要請者

災害時における応急対策の協力に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び要請する理由	
協力を必要とする内容	
協力を必要とする場所	
協力を必要とする人員等	
その他必要な事項	

年 月 日

実施報告書

寒川町長 様

社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部
支部長

災害時における応急対策の協力に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり報告
します。

業務に従事した人員	
業務に従事した場所	
業務に従事した時間	
協力した業務内容	
その他必要な事項	

協定第 1 1 条による協議事項

平成 1 9 年 7 月 2 4 日

茅ヶ崎市防災安全部防災対策課
社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部

第 2 条に定める業務内容を次のとおり例示する。

(役務並びに資機材の提供)

第 1 次に掲げる役務の提供を行う。

- (1) 甲が保有する、又は指定する資機材の運転による被災者救援や障害物除去を行う。
- (2) 乙の会員が保有している資機材による被災者救援や障害物除去を行う。
- (3) 被災者の所有する車両の無料点検（道路運送車両法による日常点検レベルのもの）を行う。
- (4) 乙の所有する車両用ジャッキを災害時、被災者に対して無償貸与する。

(その他)

第 2 次に掲げる業務を行う。

- (1) 帰宅困難者に対してトイレ等を提供する。
- (2) 乙の会員が所在する地域における防災活動（自主防災組織などが保有する資機材の運転・点検・調整など）への協力を行う。
- (3) 地域の被災状況を消防等の関係機関に通報する。

以 上

災害時における応援協力に関する協定書

寒川町(以下「甲」という。)とレンゴー株式会社・湘南工場(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他災害が発生した場合における応援協力について、次のとおり協定を締結する。

(応急必需品の範囲)

第1条 応急必需物品の範囲は、段ボールとする。

(調達の要請)

第2条 甲は、災害時において段ボール等の確保が必要であると認めたときは、乙 に対し、段ボールの調達を要請するものとする。

(要請の方法)

第3条 甲は、第1条に規定する段ボールの調達を要請するときは、文書により行 うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後速やかに当 該文書を送付するものとする。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切 な措置をとるとともに、その事項を甲に連絡するものとする。

(価格及び支払い)

第5条 段ボールの引取価格は、災害発生時における適正な価格とし、その代金は 適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

(引渡場所)

第6条 段ボールの引渡場所は、乙が指定するものとし、甲の派遣する職員が確認 のうえ、これを引き取るものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定め るものとする。

(応援協力)

第8条 応急必需品の提供の他、甲の応援協力要請に対して、乙に支障がない範囲 で応援協力をするものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成20年2月29日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年 2月29日

甲 寒川町宮山165番地

寒 川 町

寒川町長 山 上 貞 夫

乙 寒川町宮山3155番地

レンゴー株式会社湘南工場

工 場 長 住 田 健 二

寒川建築組合との災害応急対策 に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と寒川建築組合（以下「乙」という。）は、災害時における応援組合員の協力及び応急対策に必要な資材、機材の調達について次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策を実施するため、乙所属の建築業者応援組合員の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、応援組合員の協力及び資材、機材の調達を要請するものとする。

（協力の範囲）

第2条 協力の範囲は、応急仮設住宅の建設、公共施設の応急修理等及びこれに要する資材、機材の調達とする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に規定する応援組合員等の協力を要請するときは、災害の状況及び場所、応急対策の内容、応援組合員の数並びに資材、機材の調達について文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請を行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（応急対策の協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに応援組合員を出動させ、資材、機材を調達し、甲の指示に従い、応急対策に協力させるものとする。ただし、甲の指示が受けられない場合は、応援組合員自ら甲の要請に基づいて応急対策を実施するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条に規定する応急対策が完了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策の実施場所及び内容
- (2) 応援組合員の氏名及び従事時間
- (3) 応急対策に使用した資材、機材の種別及び数量並びに稼働時間
- (4) その他町長が必要と認めた事項

（経費負担）

第6条 第4条に規定する応急対策の協力及び資材、機材の調達に係る経費は、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請により出動した応援組合員が応急対策に協力中、災害を受けた場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）に基づいて甲が補償するものとする。

(その他)

第8条 この規定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成20年5月2日

甲 寒川町宮山165番地

寒 川 町

寒川町長 山 上 貞 夫

乙 寒川町宮山141番地の1

寒川建築組合

組 合 長 杉 崎 光 雄

災害時機械等賃貸借確認書

寒川町と寒川建築組合との災害応急対策に関する協定書に基づき、寒川町（以下「甲」という。）と寒川建築組合（以下「乙」という。）との間において建設機械等の賃貸借について次のとおり確認する。

第1条 災害時における応急仮設住宅の建設、公共施設の応急修理等を目的とする。

第2条 乙は、協定書第4条に掲げる機械等を甲に賃貸する。

第3条 賃貸借金は、その都度甲乙協議して算出するものとする。なお、取引に係わる消費税額は、消費税法第29条（昭和63年法律第108号）及び地方税法第72条の83項（昭和25年法律第226号）規定により算出したものとする。

2 賃貸借金は、甲が支払うものとする。

第4条 出動に要する燃料及び機械等の故障その他一切の費用については、乙の負担とする。

第5条 この契約において、甲乙間に紛争が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この確認書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成20年5月2日

甲 寒川町宮山165番地
寒川町

寒川町長 山上貞夫

乙 寒川町宮山141番地1
寒川建築組合

組合長 杉崎光雄

神奈川県震度情報テレメータシステム震度計測装置の設置、管理等に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と寒川町（以下「乙」という。）は、神奈川県震度情報テレメータシステムの震度計測装置の設置、管理等について次のとおり協定を締結する。

（端末装置の設置）

第1条 甲は、神奈川県震度情報テレメータシステムの運用に必要な震度計測装置を設置する。

2 震度計測装置の設置場所及び管理室課名は次のとおりとし、震度計測装置の内容は別表第1のとおりとする。

（1）設置場所

ア 計測震度計 高座郡寒川町宮山165

イ 発信装置 高座郡寒川町宮山165 寒川町環境経済部町民生活課

（2）管理室課名 寒川町環境経済部町民生活課

（設置場所の無償使用）

第2条 乙は、震度計測装置を設置するために必要な設置場所を甲に無償で使用させるものとする。

（設置場所の変更）

第3条 乙は、自己の都合により、設置場所を変更しようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

2 前項の設置場所の変更に要する費用は、乙が負担するものとする。

（経費負担）

第4条 震度計測装置等の管理に要する費用は、別表第2の負担区分により甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

（保守管理区分）

第5条 保守管理に関する甲及び乙の責任区分は、別表第3のとおりとする。ただし、計測震度計、発信装置について、乙の故意又は過失により起こった障害においては、乙の責任とするものとする。

2 前項の保守管理を適正に行うため、甲は環境部防災消防課長を、乙は第1条の端末装置の管理室課の長又は相当する職務の長をそれぞれの管理者として定めるものとする。

（善管注意義務）

第6条 乙は、震度計測装置を善良なる管理者の注意をもって管理し、及び運用するものとする。

(障害)

第7条 甲、乙それぞれの管理者は、システム、回線等に障害が発生した場合、相互に連絡するとともに第5条に定める保守管理等の責任区分ごとに、速やかな回復措置を講じるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成8年8月26日から平成9年3月31日までとする。ただし、協定の期間満了の日前までに、甲、乙いずれからも廃止又は変更の申し出がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後、同様とする。

(協議)

第9条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成8年8月26日

甲 横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 岡崎 洋

乙 高座郡寒川町宮山165

寒川町長 藤沢 賢一

神奈川県災害情報管理システムの端末装置の設置等に関する協定書

神奈川県(以下「甲」という。)と寒川町(以下「乙」という。)は、神奈川県災害情報管理システムの端末装置(以下「端末装置」という。)の設置等について次のとおり協定を締結する。

(端末装置の設置)

第1条 甲は、乙が管理する施設内に、端末装置を設置する。

2 端末装置を構成する機器は、別表第1のとおりとする。

(設置場所の無償使用)

第2条 乙は、端末装置を設置するために必要な設置場所を甲に無償で使用させるものとする。

(設置場所の変更)

第3条 乙は、自己の都合により、設置場所を変更しようとするときは、事前に甲に協議するものとする。

2 前項の規定による設置場所の変更に必要な費用は、乙が負担するものとする。

(経費負担)

第4条 端末装置の管理等に必要な費用は、別表第2の負担区分により甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

(端末装置の管理)

第5条 端末装置と神奈川県防災行政通信網との区分は、別表第3のとおりとする。

2 乙は、端末装置の管理者を定め甲に通知するものとする。また、管理者を変更した場合も同様とする。

(善管注意義務)

第6条 乙は、善良なる管理者の注意をもって端末装置を管理するものとする。

(障害)

第7条 甲は、端末装置等に障害が発生した場合、速やかな回復措置を講じるものとする。

2 乙は前項の規定により甲が講ずる措置に協力するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、協定の期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれかからも廃止又は変更の申し出がないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後、同様とする。

(協議)

第9条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年4月1日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 松沢 成文

乙 高座郡寒川町宮山165
寒川町長 山上 貞夫

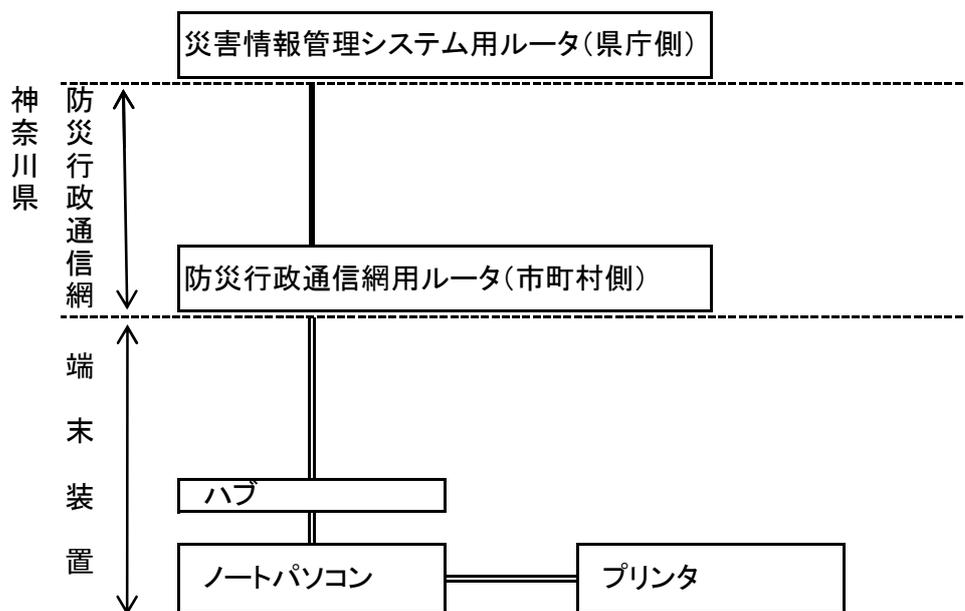
別表第1 端末装置の内容

品名		数量	単位
1	ノートパソコン	1台	式
2	プリンタ	1台	
3	ハブ	1台	

別表第2 経費の負担区分

区分	負担経費
甲	1 機器使用量
	2 回線使用料
乙	1 電気使用量
	2 用紙代
	3 インクカートリッジ代

別表第3 端末装置と神奈川県防災行政通信網の区分



消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、足柄消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬市、愛川町、（以下「協定市町」という。）の各市町長及び組合長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ、若しくは調達して応援活動をさせるものとする。

- （1）通常応援 隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表1に定める区域内に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行うもの。
- （2）消防団応援 隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行うもの。
- （3）特別応援 いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行うもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行う協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行う場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- （1）災害の概況及び応援を要請する事由
- （2）応援を要請する消防隊等の種類及び数
- （3）活動内容及び集結場所
- （4）誘導員又は担当責任者
- （5）その他

第5条 応援要請（覚知による自動出動を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出動させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害又は止むを得ない事由がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 応援のために要した経常的経費は、応援に行った協定市町の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたものについては、現物により、又はその経費を応援を受けた協定市町が負担する。
- (2) 応援出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料機器資材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市町において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援に行った協定市町の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- (4) 応急消防隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途中において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通報するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は、昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は、廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、大磯町、湯河原町、葉山町、海老名市、箱根町、足柄消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬市の間で昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定

この協定を証するため本書26通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

昭和50年7月25日

附 則

この協定の第2条第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。
(昭和56年8月25日締結)

協定者

横浜市長
川崎市長
横須賀市長
小田原市長
鎌倉市長
藤沢市長
平塚市長
茅ヶ崎市長
逗子市長
三浦市長
相模原市長
厚木市長
大和市長
秦野市長
伊勢原市長
座間市長
海老名市長
綾瀬市長
大磯町長
湯河原町長
葉山町長
箱根町長
足柄消防組合長
寒川町長
二宮町長
愛川町長

神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書

第1条 この覚書は、神奈川県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定市町相互間における消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 協定第2条第1号に規定する通常応援の出場区域は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。

第3条 協定第2条第2号に規定する消防団応援の出場区域は、別表第2のとおりとする。

第4条 協定第2条の規定により、応援出場する消防隊等（消防団を除く。以下同じ。）の無線局は、県内共通波を使用するものとする。

2 前項の場合において、発災地の消防長は、県内共通波を有する無線局のうちから統括局を指定し、応援出場した消防隊等に通知するものとする。

第5条 協定市町の消防長は、協定第6条の規定に基づき応援出場したときは、別記様式第1号及び第1号の2により消防隊の活動詳細を発災地の消防長に通知するものとする。

第6条 協定第8条の規定に基づく協定市町の消防現勢は、毎年4月1日現在の状況を別記様式第2号により協定市町間相互に交換するものとする。

第7条 この覚書を改訂するに当たっては、協定市町消防長会の事務局を担当する市町が改訂事務を取りまとめ、事務を代行するものとする。

第8条 この覚書に記載されていない事項または運用にあたり疑義を生じたときは、協定市町消防長会で協議し、決定するものとする。

第9条 この覚書を証するため、正本26通を作成し、協定市町の消防長が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保管するものとする。

この覚書は、平成5年4月14日から効力を生ずる。

（平成5年4月14日締結）

協定者

横浜市消防局長
川崎市消防局長
横須賀市消防長
小田原市消防長
鎌倉市消防長
藤沢市消防局長
平塚市消防長
茅ヶ崎市消防長
逗子市消防長
三浦市消防長
相模原市消防長

厚木市消防長
大和市消防長
秦野市消防長
伊勢原市消防長
座間市消防長
海老名市消防長
大磯町消防長
湯河原町消防長
葉山町消防長
箱根町消防長
足柄（組合）消防長

寒川町消防長
二宮町消防長
愛川町消防長

大規模災害消防応援実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この実施計画は、地震、台風、火山噴火等による大規模な災害により被害が発生し、又は発生しようとしており、その災害の規模により、当該地域の通常の消防体制では、対応することが困難な場合に、消防組織法第21条に基づき、全国の消防機関による大規模災害消防応援部隊（以下「応援部隊」という。）が、迅速かつ効率的な消防応援を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この実施計画の用語は、次の例による。

- (1) 現地消防本部とは、災害地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 支部長とは、全国消防長会規約第20条に定める支部長をいう。
- (3) 県会長とは、全国消防長会規約第21条に定める県会長をいう。なお、北海道においては、支部長を県会長と読み替えるものとする。
- (4) 県隊とは、都道府県ごとに編成された消防本部の応援部隊をいう。
- (5) 政令指定都市等とは、政令指定都市及び東京消防庁をいう。
- (6) 前進指揮所とは、県隊ごとに現地消防本部の消防署等に設置する指揮所をいう。
- (7) 応援調整本部とは、消防応援に関して現地消防本部等と連絡、調整等を行うため、支部長消防本部又は政令指定都市等消防本部に設置する本部をいう。
- (8) 緊急消防援助隊とは、緊急消防援助隊要綱に定める緊急消防援助隊をいう。

(適用災害等)

第3条 本実施計画を適用する大規模な災害とは、災害地の属する都道府県内の消防力又は相互応援協定による消防力では、対処することが困難と予測される災害をいう。

第2章 応技体制の樹立

(応援出動計画)

第4条 県会長は、当該都道府県内の各消防長と、本実施計画に基づく応援に関する必要事項について事前に調整し、応援出動計画を樹立するものとする。

2 応援出動計画に次の事項を定めるものとする。

- (1) 各消防本部の出動可能隊数及び任務に関する事項
- (2) 指揮、連絡及び調整に関する事項
- (3) 資機材に関する事項
- (4) 補給等支援に関する事項
- (5) その他応援に関する事項

(部隊編成)

第5条 応援部隊の構成は、指揮支援部隊、救助部隊、消火部隊、救急部隊及び後方支援部隊とする。また、これらの部隊と連携して行動する水難救助隊等の特殊部隊を含むものとする。

2 前項に規定する各部隊の編成は次のとおりとする。

- (1) 指揮支援部隊は、政令指定都市等消防本部において編成するものとし、指揮支援部隊は指揮支援部隊長及び複数の指揮支援隊から、指揮支援隊は指揮支援隊長及び複数の隊員から構成するものとする。なお、その担当地域及び指揮支援部隊長の属する消防本部は別表1のとおりとする。
- (2) 救助部隊及び消火部隊は、都道府県内の実働消防力の10%を目途とする。
- (3) 救急部隊は、都道府県内の消防力に応じて編成するものとする。
- (4) 後方支援部隊は、都道府県の応援隊規模に応じて編成するものとする。

3 応援部隊に参加しようとする消防本部の消防長は、あらかじめ前項に規定する部隊への参加隊数を県会長に届出するものとする。

4 県会長は、各消防長からの届出に基づき、第4条第1項に基づく応援出動計画を樹立し、都道府県内の各消防長、当該県会長の属する支部の支部長及び全国消防長会会長に通知するものとする。

5 全国消防長会会長は、前項の応援出動計画をまとめ、全国の消防長に通知するものとする。

(指揮支援隊の任務)

第6条 指揮支援隊は、別表1の担当地域における大規模災害を覚知した場合、ヘリコプター等によりすみやかに災害地へ出動し、当該災害の規模、被害状況及び現地消防本部の活動状況等を把握し、その状況を第10条に定める応援調整本部の消防長及び消防庁長官に通報するものとする。

2 指揮支援隊は、原則として現地消防本部を拠点とし、現地消防本部及び応援部隊が効果的な消防活動を共同して実施できるよう次の任務を行うとともに、応援調整本部と緊密な連絡をとるものとする。また、現地消防本部が複数のときの指揮支援隊の割り振りは、各現地消防本部と調整のうえ指揮支援部隊長が行うものとする。

- (1) 応援に必要な消防力、応援活動を要する地域、応援部隊の集結位置等に関する現地消防本部との協議及び助言

- (2) 県隊の指揮、管理並びに現地消防本部との調整及び協議
- (3) その他必要な事項

(後方支援部隊等)

第7条 後方支援部隊は、県隊が円滑に活動できるよう、人員、資機材、食料及び飲料水等を効率的かつ適切に搬送、補給するものとする。

2 水難救助隊等の特殊部隊は、災害の状況に応じ、その技術を十分発揮し活動するものとする。

第3章 応援出動

(応援体制の区分)

第8条 応援体制の区分は次のとおりとする。

- (1) 第1応援体制とは、別表2に定める応援体制とする。
- (2) 第2応援体制とは、別表3に定める応援体制とする。

(応援要請)

第9条 第1条に定める消防応援の要請は、次の各号によるものとする。

- (1) 現地消防本部の消防長は、応援部隊が必要であると認めた場合、当該消防本部の属する都道府県の県会長に対して応援要請するとともに、当該都道府県知事にその旨を報告するものとする。
- (2) 前号の応援要請を受けた県会長は、当該県会長の属する支部の支部長にその旨を報告するものとする。
- (3) 県会長消防本部が被災している場合は、当該消防本部の属する支部の支部長に、支部長消防本部も被災している場合は、支部内の政令指定都市等の消防長又は近隣の支部長に対して応援要請するものとする。

(応援調整本部の設置)

第10条 前条第2号及び第3号の支部長又は政令指定都市等の消防長は、直ちに当該消防本部に応援調整本部を設置するとともに、現地消防本部の消防長、近隣の県会長及び全国消防長会会長にその旨を報告する。

(応援調整本部の任務)

第11条 応援調整本部の消防長は、第9条の要請に基づき、直ちに別表2の第1応援体制の県会長に応援要請するものとする。

2 応援調整本部の消防長は、現地消防本部又は第6条に定める指揮支援隊からの通報等により、前項の体制では対応が困難で、応援の増強が必要であると判断される場合、現地消防本部の消

防長に増援要請について助言し、当該消防長の要請に基づき別表3の第2応援体制の県会長等に必要な部隊の応援要請をするものとする。

3 前2項の措置をとったときは、その状況を消防庁長官及び全国消防長会会長に報告するとともに、消防庁長官と応援に関する調整、協議を行うものとする。なお、緊急消防援助隊の派遣が決定された段階で、前2項の体制は緊急消防援助隊の応援体制に歩行する。

4 応援調整本部は、前3項に定めるものの他、次の任務を行うものとする。

- (1) 現地消防本部及び指揮支援隊との連絡、調整に関する事項
- (2) 応援部隊の増強、縮小及び交代に関する事項
- (3) 災害地域における応援活動の調整に関する事項
- (4) 関係機関との連絡、調整に関する事項
- (5) 応援部隊を出動させた県会長消防本部との連絡、調整に関する事項
- (6) 補給物資の調達に関する事項

(後方支援本部)

第12条 応援部隊を出動させた都道府県の県会長は、円滑な補給活動等を実施するため、当該消防本部に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部は、当該都道府県内の消防本部と連絡、調整を行うとともに、後方支援部隊を統括するものとする。

(現地消防本部の対応)

第13条 現地消防本部は、応援に関する事項について、指揮支援隊及び応援調整本部と協議するものとする。

(応援部隊の出動)

第14条 現地消防本部及び応援調整本部の消防長から応援要請を受けた県会長等は、応援出動計画に基づき、すみやかに都道府県内の消防長に対して応援部隊の出動を要請するとともに、都道府県知事に報告する。この場合、集結地点、集結時間を指定するものとする。

2 前項の要請により、各消防長は第5条の応援出動体制に基づき、応援部隊をすみやかに出動させるものとする。

3 県隊の長は県隊長と称し、原則として県会長消防本部の部隊の最高指揮者とする。

4 応援部隊を出動させた県会長等は、その旨を応援調整本部の消防長に通報するものとする。

5 近隣の都道府県での大規模災害の発生を覚知した場合は、次によるものとする。

- (1) 災害の発生を覚知した消防長は、当該消防長の属する都道府県の県会長及び都道府県知事に通報するものとする。

- (2) 前号の通報を受けた県会長は、当該県会長の属する支部及び現地消防本部の属する支部の支部長に通報するとともに、応援の必要性について協議し、必要であれば第1項に準じ出動を要請する。この場合、現地消防本部又は指揮支援隊等からの情報入手に努めるものとする。

第4章 応援指揮活動

(指揮体制)

第15条 応援部隊は、現地消防本部の指揮下で活動するものとする。

2 指揮本部は現地消防本部に設置し、指揮本部長は当該消防長とする。

(現場到着)

第16条 県隊長は、現場到着したとき、すみやかに県隊名、人員、車両、資機材等を指揮本部長に報告し、次の事項について確認するものとする。

- (1) 災書状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 前進指揮所の位置
- (5) 使用無線系統
- (6) 地水利状況
- (7) 応援調整本部との連携
- (8) その他応援活動上必要な事項

(通信連絡体制)

第17条 災害現場における指揮命令及び情報伝達の混乱を防止するため、無線通信による伝達手段の確保は、原則として次により行うものとする。

- (1) 全国共通波は、指揮本部、各前進指揮所、応援調整本部及び指揮支援隊間の交信に使用する。また、現地消防本部が複数の場合又は府県共通波か県隊間で重複する場合等無線が輻輳するときは、応援調整本部が全国共通波の周波数を指定のうえ、別途割り当てるものとする。
- (2) 府県共通波は、各県応援前進指揮所と各県隊との交信に使用する。
- (3) 現地消防本部の市町村波は、現地指揮本部と現地消防隊との交信に使用する。

(ヘリコプターの活動)

第18条 ヘリコプターの応援活動は、次の事項について行うものとする。

- (1) 情報収集に関する事項
- (2) 応援調整本部の要請に基づく事項
- (3) 傷病者、応援隊員（交代要員を含む。）、食料、医薬品など人員、物資の搬送に関する事項
- (4) その他必要な事項

(消防艇の活動)

第19条 消防艇の応援活動は次の事項について行うものとする。

- (1) 前条第1号から第4号に規定する事項
- (2) 大量送水等消火活動に関する事項

(現場引揚げ)

第20条 県隊長は、指揮本部長の引き揚げ指示によりすみやかに活動を終了し、指揮本部長に次の事項を報告した後、引き揚げるものとする。

- (1) 応援部隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異状の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署（所）報告)

第21条 応援部隊が帰署（所）した場合には、当該応援部隊の消防長は県会長に、また県会長は支部長にその旨を報告するものとする。

第5章 受援計画

(受援計画)

第22条 各県会長は、応援を受ける場合を想定して、次の事項について受援計画を樹立しておくものとする。

- (1) 管轄区域内の地水利状況に関する事項
- (2) 応援部隊の災害地への到達ルート及び集結場所に関する事項
- (3) 応援部隊への情報提供に関する事項
- (4) 無線運用に関する事項
- (5) 現場引揚げに関する事項
- (6) ヘリコプターの離発着に関する事項

- (7) その他受援に必要な事項

第6章 報告

(活動報告)

第23条 応援部隊の指揮者は、県隊長に次の事項を報告するものとする。

- (1) 消防本部名
- (2) 活動隊数、人員
- (3) 活動開始日時、活動時間
- (4) 活動場所
- (5) 活動概要
- (6) 被害状況
- (7) 使用資機材
- (8) 人、車両、資機材の損傷状況
- (9) その他特記事項

2 各県隊長は、指揮本部長に前項の内容を報告するものとする。

3 県会長は、県内の各消防本部の活動状況をまとめ、応援調整本部の消防長に報告するものとする。

4 応援調整本部の消防長は、各消防本部の活動状況をまとめ、消防庁長官及び全国消防長会会長に報告するものとする。

第7章 その他

(資機材の整備)

第24条 応援部隊を派遣しようとする消防本部は、指定された任務に基づき、事前に資機材の整備を図るものとする。

(適用)

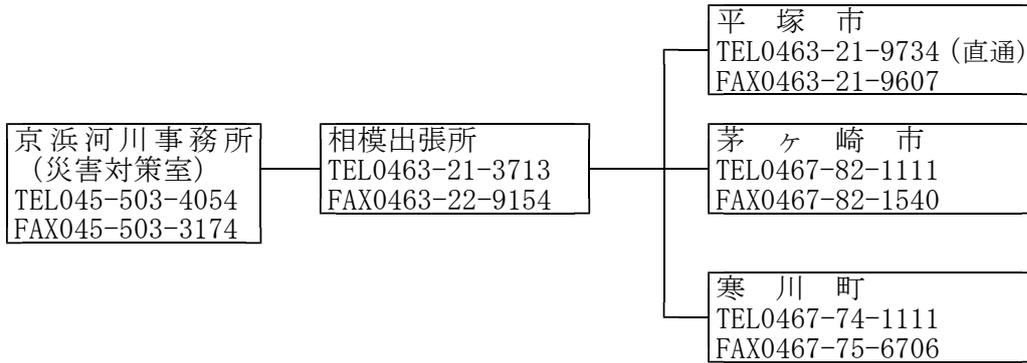
第25条 この計画は、平成7年10月19日から適用するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準

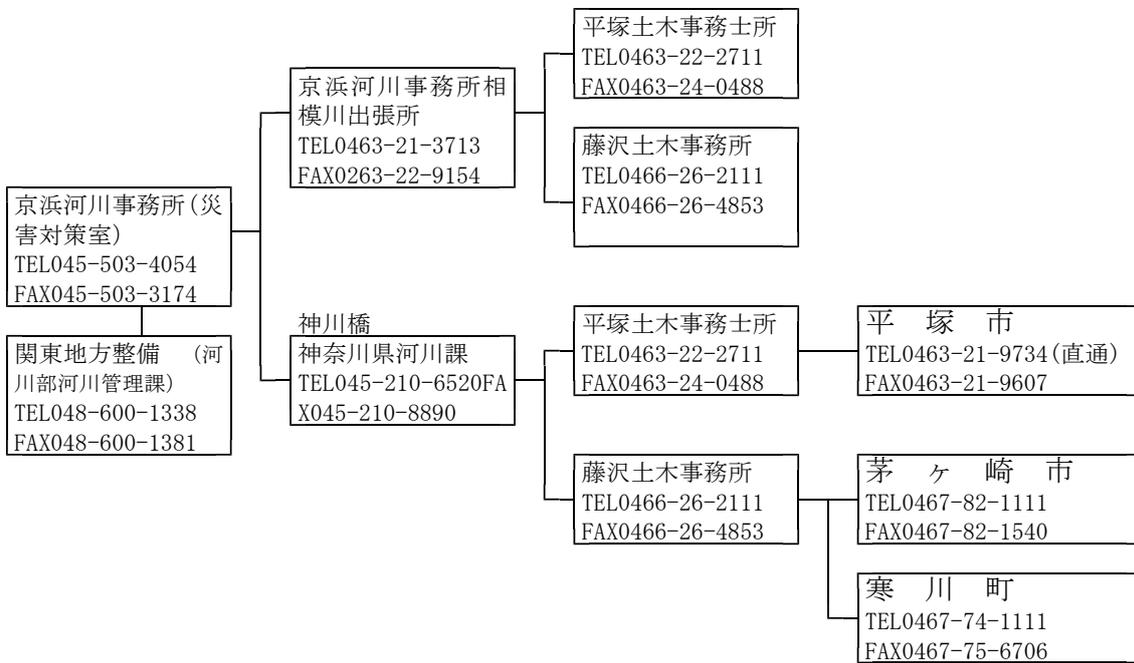
水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
侍 機	<p>1. 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2. 水防機関の出勤機関が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象庁、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>
準 備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
出 動	<p>水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>洪水注意報等により、警告水位を越えるおそれがあるとき。または水位、流量等、その他河川の状況により必要と認めるとき。</p>
指 示	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</p>	<p>洪水警報により、または、既に警戒水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。</p>
解 除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの</p>	<p>警戒水位以下に下降したとき。または警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>
<p>地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。</p>		

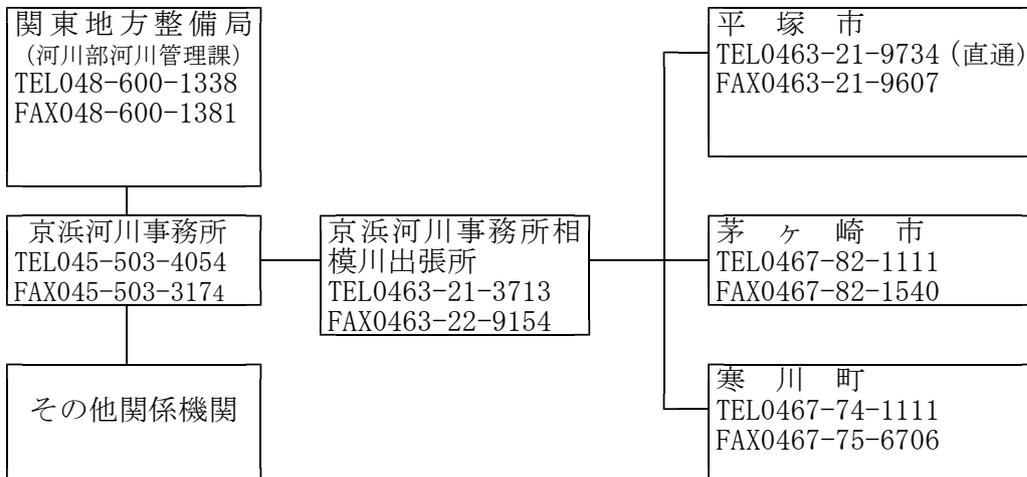
洪水予報伝達系統図



水防警報連絡系統図



河川巡視状況及び災害情報



自主防災組織任務分担表

班名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
広 報 情 報 班	1 必要資機材の整備、点検に関する こと。 2 防火知識の普及に関する こと。 3 情報収集、伝達訓練の計画、実施 に関する こと。 4 組織内の連絡調整及び他の機関と の連絡に関する こと。	1 情報の収集伝達に関する こと。 2 指揮、命令等の伝達に関する こと。 3 組織内の連絡調整及び他の機関と の連絡に関する こと。
消 火 班	1 必要資機材の整備、点検に関する こと。 2 地域の安全点検に関する こと。 3 消火訓練の計画、実施に関する こと。	1 出火防止と初期消火に関する こと。 2 救出救護班との連絡に関する こと。
救 出 救 護 班	1 必要資機材（救助用資機材、医薬 品等）の整備、点検に関する こと。 2 地域の安全点検に関する こと。 3 救出救護訓練の計画、実施に 関する こと。	1 負傷者の救出及び搬送に関する こと。 2 負傷者の応急手当に関する こと。 3 仮設救護所の設置に関する こと。
避 難 誘 導 班	1 必要資機材の整備、点検に関する こと。 2 地域の安全点検に関する こと。 3 家族構成表の作成に関する こと。 4 避難路、避難場所の設定に 関する こと。 5 避難誘導訓練の計画、実施に 関する こと。	1 安全な避難誘導に関する こと。
給 水 食 給 班	1 必要資機材の整備、点検に関する こと。 2 自家井戸の現状把握に関する こと。 3 給食、給水訓練の計画、実施に 関 する こと。	1 炊き出しに関する こと。 2 食糧、飲料水、生活必需品などの 配分に関する こと。 3 ろ水機の運用に関する こと。

○○自治会
 自主防災組織
 （部長）

○○自治会
 自主防災組織
 （副部长）

給水用資機材整備状況

機材の種類	能力	数量	保管場所
科学消防ポンプ車	1.5 t	1台	寒川町消防署
ろ水機	1,300ℓ/時	1台	寒川小学校
		1台	旭小学校
		1台	一之宮小学校
	1,200ℓ/時	1台	小谷小学校
		1台	南小学校
給水袋	10ℓ	18,000枚	役場及び広域避難場所

鋼板プールによる貯水量

施設名	所在地	貯水量(t)
寒川町営プール(50mプール)	宮山 4007	720
寒川町営プール(ハウス付プール)	宮山 4007	330
寒川町営プール(幼児プール) (スライダープール)	宮山 4007	125
寒川小学校プール	宮山 934	325
旭小学校プール	倉見 1675-3	325
小谷小学校プール	小谷 4-5-1	325
合 計		2,147

指定配水池

指定配水池	所在地	有効容量	確保水量
寒川浄水場	寒川町宮山4,271	28,376 ^m ₃	19,620 ^m ₃
芹沢配水池	茅ヶ崎市芹沢4,227-1	32,414 ^m ₃	14,670 ^m ₃
茅ヶ崎配水池	茅ヶ崎市甘沼516-2	5,184 ^m ₃	2,200 ^m ₃
赤羽配水池	茅ヶ崎市赤羽根2,837	28,976 ^m ₃	11,450 ^m ₃
大庭配水池	藤沢市大庭3,649	19,080 ^m ₃	11,060 ^m ₃

【応急給水必要量】

県企業庁においては、断水した給水地区内の住民に対し、次の水量を確保することに努める。

断水時・・・一人一日 3リットル

耐震性貯水槽設置場所一覧表

施設名	所在地	貯水量	備考
一之宮小学校	一之宮7-3-1	100t	
寒川小学校	宮山934	100t	
旭小学校	倉見1675-3	100t	
さむかわ中央公園	宮山275	100t	

町所有井戸

施設名	所在地	数量	備考
旭が丘中学校	小動935	1基	
さむかわ中央公園	宮山275	1基	平成9年

ごみ処理一覧

1 収集方法

各被災地域において、あらかじめ地区別に集積所の設置を計画することは困難であるので、災害時においては、災害地区の状況に応じ、車両の通行に支障のない道路上及びごみ収集場所(自治会が指定した場所)を集積所とし、これらに集積されたごみを収集車等によって迅速に処理する。なお、地震災害時における収集車の収集処理が不能である場合は、町有トラック、民間トラック等を借上げて処理する。

2 処理の方法

収集したごみは、次の施設において処理する。(但し、下記の施設で処理能力を超える場合や、大型ごみ等については寒川町青少年広場を臨時集積所として応急処置を行う。

施設名	所在地	処理設備種類	処理能力	電話	備考
(仮称)広域リサイクルセンター	寒川町宮山2524	資源ごみ処理	55.5t/日	74-5547	委託業者による搬入
茅ヶ崎市環境事業センター	茅ヶ崎市萩園836	ごみ焼却処理	360t/日 (120t/日×3炉)(全連続燃焼式ストーカ炉)	58-4299	委託業者による搬入

し尿処理一覧

1. 収集方法

被災地域の状況に応じ、委託業者は町民環境部環境班と緊密な連絡をとり、その指示を受けて車両等を動員し、すみやかに処理する。

2. 処理の方法

収集したし尿は、次の施設において処理する。

施設名	所在地	処理能力	職員数	電話
寒川町美化センター	寒川町田端 1578-3	70 kl/日	7人	74-3341

清掃用車両一覧

所有者	車種	積載量	台数	備考
(有)寒川公衆衛生社	バックマスター (じん芥収集車)	2t	7	委託業者による搬入
	資源ごみ収集車	2t	4	
		4t	4	
	バキューム車	1,800ℓ	1	

自衛隊員宿泊施設一覧表

施設名	所在地	収納可能人員	炊飯施設の 有無	連絡先
寒川小学校	寒川町宮山934	200	有	75-0032
一之宮小学校	寒川町一之宮7-3-1	200	有	75-0058
旭小学校	寒川町倉見1675-3	200	有	75-0359
小谷小学校	寒川町小谷4-5-1	200	有	75-3671
南小学校	寒川町一之宮9-9-1	200	有	74-7444
寒川中学校	寒川町一之宮3-9-1	300	無	75-0051
旭が丘中学校	寒川町小動933	300	無	75-5553
寒川東中学校	寒川町岡田718	300	無	74-0332

ヘリコプター発着場予定地

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	備考
川とのふれあい公園	寒川町 宮山4621-1	14,000㎡	
さむかわ中央公園	寒川町 宮山275	6,600㎡	